定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果 一第10回 インターネット・アンケート《監査役設置会社版》—

社団法人日本監査役協会は、平成 21 年 10 月 26 日から 11 月 18 日にかけて、インターネットを利用し、監査役設置会社の会員 5,899 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 3,367 社 (うち上場会社1,842 社)、回答率 57.1%。

本調査は、①定時株主総会(3月決算会社の場合、平成21年6月に開催された定時株主総会)前後の役員等の構成、②事業報告における開示内容、③決算短信・有価証券報告書の監査状況等について調べるものである。なお、今回より監査役の報酬に関する質問を加えている。

総括

全体的に前回から大きな変化は見られないものの、ガバナンス体制の強化と、監査役監査活動の充実化の傾向が続いている。

1. 執行部門の体制

- ・取締役の総数は、平均 7.96 人(前回 8.24 人)となり、8 人を切った。また、取締役の総数が 10 人以下の会社は 81.7%となり前回(79.4%)から 2.3 ポイント増加した。取締役会のスリム化が進んでいる。(問 1-4)
- ・社外取締役を選任している会社は 2.8 ポイント増加し約 6 割(58.6%)となったが、上場会社では前回より 2.1 ポイント増加しているものの 5 割に満たない(48.4%)。社外取締役の人数は 2.37 人、上場会社 1.81 人で前回と大きな変化はない。(問 1-4)
- ・社外取締役の経歴については、「親会社の役職員」(35.8%) と「大株主の役職員」(28.7%) が合わせて 64.5% と前回(63.3%) に引き続き多数を占めており、「独立性」に疑義が残る。(問 1-5)
- ・執行役員制度を採用している会社は53.6%(前回比1.3ポイント増)となり、増加傾向が続いている。 一方で、取締役との兼務者がいる会社の割合は、60.4%を占め、その人数は、執行役員総数の約4割を 占めている。(問1-6)
- ・内部監査部門等のスタッフがいる会社は、前回とほぼ変わらず87.5%と多数を占め、また、専属・兼務を合わせたスタッフの人数は平均5.87人(前回比0.3人増)で引き続き増加傾向にある。特に上場会社では、ほとんどの会社(96.4%)に内部監査部門等があり、その陣容は、専属5.43人(前回比0.34人増)、兼務1.10人(前回比0.16人増)の合計6.53人(前回比0.5人増)とより一層強化されている。(問1-8)

2. 監査役の体制

- ・監査役総数(全体で3.31人)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の比率)とも、全体として大きな変化は見られない。うち社外監査役は68.7%である。(問1-1)
- ・社外監査役の経歴については、「親会社の役職員」(23.4%)と「大株主の役職員」(11.1%)の「独立性に疑義が残る経歴」の合計(34.5%)より、「会社と無関係な会社の役職員」(13.8%)、「公認会計士又は税理士」(13.2%)、「弁護士」(14.4%)の合計(41.4%)が多く社外取締役に比べ(上記1)、「独立性」がより厳格に判断されている。特に上場会社では、前者が19.8%にとどまり、後者が51.6%と過半数を占め、「独立性」がさらに厳格に判断されている。(問1-2)
- ・監査役スタッフを設置する会社は増加傾向にある(47.1%→48.5%)ものの、スタッフ総数平均は 1. 88人と昨年とほぼ変わらず、その陣容は専属スタッフが減少し(0.04人減の0.62人)、逆に兼務スタッ

フが増加し(0.05人増の1.26人)でいる。スタッフの総数が増えない上に兼務化傾向が進む中、監査役 監査の実効性が十分に確保されているのか懸念される。(問 1-7)

3. 監査活動に関する事項

(1) 任期途中の辞任について

- ・任期途中で辞任した監査役がいた会社は24.7%である。(問3-1)
- ・辞任の理由を事業報告に記載又は株主総会で陳述した会社は、前回より 6.4 ポイント増と顕著な増加が 見られ、23.7%となった。(間 3-2)

(2) 決算短信、有価証券報告書の監査について

- ・約7割の会社が決算短信(69.9%)、有価証券報告書(70.7%)の監査を実施している。(問 11-4、問 12-3) 財務報告に係る内部統制報告制度の導入が、監査の実施率増加につながったものと考えられる。
- ・決算短信については95.6%の会社が、有価証券報告書については65.8%の会社が何らかの形で取締役会に付議している。(問11-2、問12-2)

4. その他

(1) 内部統制システムに係る取締役会決議の見直しの決議について

- ・定時株主総会までの1年間に「内部統制システムに係る取締役会決議」の見直し決議を行った会社は全体の38.5%(前回比12.9 ポイント減)、上場会社の44.4%(前回比15.0 ポイント減)と大幅に減少した。(問7-1)
- ・見直した項目は、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」が最も多く 41.2%。3 月決算会社にとっては、財務報告に係る内部統制報告制度の適用初年度を終えたところであるが「財務報告の適正性を確保するための体制」を見直した会社は、上場会社の 38.8%にとどまっている。(問 7-2)

(2) 買収防衛策対応

- ・「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めている会社は前回より 2.6 ポイント増え、23.0%であった。(問 8-1)
- ・買収防衛策の導入または発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立 した第三者による委員会を設置している会社のうち、監査役が独立委員会のメンバーになっている会社 は80.3%に上った。(問8-3)

調査概要

対 象 当協会会員(法人及び個人)のうち監査役設置会社(5,899 社)

方法 インターネットを利用し、当協会ホームページより回答

期 間 平成 21 年 10 月 26 日から 11 月 18 日(24 日間)

回答数 有効回答数 3,367 社(回答率 57.1%)

会社法上の会	社規模別	上場別(上場 1,842 社、非	上場 1,525 社)	決算期	
大会社	2,773 社	東証一部上場	1,024 社	3 月決算	2,578 社
大会社以外	572 社	東証二部上場	229 社	12 月決算	285 社
その他	22 社	その他上場	589 社	2 月決算	137 社
		非上場	1,525 社	その他	367 社

(注)「会社法上の会社規模別」区分における「その他」には、独立行政法人、相互会社などが含まれる。以下の集計では、これら 14 社について「上場・非上場」区分には含めているが、会社法上の「大会社・大会社以外」の区分には含めていないため、全体の回答数と「大会社・大会社以外」の合計値が一致していない。

調査結果

特にことわりのない限り、直近に終了した定時株主総会(6月総会会社の方は、平成21年6月に開催した定時株主総会)前後の状況についてご回答いただいた。

問1 役員等の構成

問 1-1 監査役数

	総会前					総会後				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
 監査役総数(人)	3.32	3.52	2.28	3.74	2.81	3.31	3.52	2.27	3.74	2.80
血且仅秘奴(八)	(3.37)	(3.58)	(2.19)	(3.76)	(2.88)	(3.38)	(3.58)	(2.27)	(3.77)	(2.89)
 うち、常勤社内(人)	0.91	0.99	0.55	1.11	0.68	0.92	0.99	0.57	1.11	0.69
プラ、市動社内(人)	(0.95)	(1.03)	(0.53)	(1.15)	(0.71)	(0.95)	(1.02)	(0.55)	(1.14)	(0.71)
 うち、常勤社外(人)	0.43	0.43	0.46	0.41	0.46	0.42	0.42	0.45	0.39	0.46
プラ、市動性外(人)	(0.43)	(0.43)	(0.45)	(0.40)	(0.47)	(0.44)	(0.43)	(0.46)	(0.41)	(0.47)
うち、非常勤社内(人)	0.12	0.12	0.10	0.12	0.12	0.12	0.12	0.09	0.13	0.11
75、非市動性内(人)	(0.12)	(0.12)	(0.11)	(0.14)	(0.10)	(0.12)	(0.12)	(0.11)	(0.13)	(0.11)
うち、非常勤社外(人)	1.85	1.99	1.17	2.10	1.54	1.85	1.99	1.16	2.11	1.54
プラ、非市到1171(人)	(1.87)	(2.00)	(1.10)	(2.08)	(1.60)	(1.87)	(2.00)	(1.15)	(2.09)	(1.60)
 社外計(人)	2.28	2.41	1.63	2.50	2.01	2.27	2.41	1.61	2.50	2.00
117161(人)	(2.30)	(2.43)	(1.55)	(2.48)	(2.07)	(2.31)	(2.43)	(1.61)	(2.50)	(2.07)
社外構成比(%)	69.4	69.0	73.2	67.5	72.3	68.7	68.5	70.9	66.9	71.5
1171件队儿(%)	(68.2)	(67.9)	(70.8)	(65.8)	(72.0)	(68.3)	(68.1)	(71.0)	(66.3)	(71.6)

[・]社外監査役の構成比は 68.7% (前回 68.3%、総会前 69.4%) であり、監査役の 3 人に 2 人が社外である。

[・]監査役総数(全体 3.31 人、大会社 3.52 人、上場 3.74 人、)及びその構成(常勤・非常勤の比率、社内・社外の 比率)とも、全体として大きな変化は見られない。

問 1-2 <u>社外</u>監査役の前職又は現職(同一人が複数の項目に当てはまる場合は、<u>主要なもの一つ。</u>)

	総会前					総会後				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
 1.親会社の役職員(%)	23.3	22.9	27.6	8.6	45.6	23.4	23.1	27.4	8.6	46.0
1.税去位仍仅帐員(%)	(23.4)	(23.3)	(24.8)	(9.4)	(44.3)	(23.3)	(23.2)	(24.7)	(9.2)	(44.6)
0 十 # 十 の 犯職 号 (0/)	11.4	12.3	5.2	11.5	11.3	11.1	12.0	4.9	11.2	11.0
2.大株主の役職員(%)	(11.6)	(12.3)	(5.6)	(11.8)	(11.4)	(11.4)	(12.2)	(5.4)	(11.6)	(11.1)
	7.3	7.8	4.2	10.1	3.2	7.3	7.8	3.9	10.1	3.1
3.取引銀行の役職員(%)	(8.1)	(8.5)	(4.8)	(10.8)	(4.0)	(7.9)	(8.2)	(5.1)	(10.4)	(4.0)
4 Pp 3 (4 C) 公職 号 (0/)	5.8	6.0	4.1	7.0	4.0	5.6	5.8	3.7	6.9	3.7
4.取引先の役職員(%)	(5.9)	(6.1)	(3.7)	(6.7)	(4.7)	(5.5)	(5.7)	(3.6)	(6.5)	(4.2)
F 人共上無明広れ入社の仏跡号 /0/	13.9	12.3	25.4	15.2	11.9	13.8	12.3	24.6	15.2	11.6
5.会社と無関係な会社の役職員(%)	(14.0)	(12.7)	(26.4)	(15.8)	(11.4)	(14.0)	(12.7)	(25.9)	(15.7)	(11.4)
0.01=10.4=1 T2.1+12.1T2 (0.0)	13.0	12.7	15.2	16.4	7.8	13.2	12.9	16.0	16.7	8.0
6.公認会計士又は税理士(%)	(12.4)	(12.0)	(16.5)	(15.7)	(7.5)	(12.7)	(12.2)	(16.4)	(15.9)	(7.8)
7 4 - # 1 (0()	14.1	14.9	8.8	19.4	6.1	14.4	15.1	9.4	19.7	6.5
7.弁護士(%)	(13.9)	(14.6)	(7.3)	(18.6)	(6.8)	(14.7)	(15.5)	(7.9)	(19.7)	(7.1)
0 1 24 44 47 (0/)	1.9	2.0	1.3	2.7	8.0	2.0	2.1	1.4	2.8	0.9
8.大学教授(%)	(1.8)	(1.9)	(1.1)	(2.5)	(8.0)	(1.9)	(1.9)	(1.2)	(2.5)	(8.0)
o 中 ハ 亡 (o/)	1.6	1.8	0.3	2.0	1.1	1.6	1.8	0.3	2.0	1.1
9.官公庁(%)	(1.6)	(1.8)	(0.7)	(1.9)	(1.2)	(1.6)	(1.7)	(0.6)	(1.8)	(1.2)
10.7 m Hz (01)	7.5	7.3	7.9	7.2	8.1	7.5	7.1	8.4	7.0	8.1
10.その他(%)	(7.2)	(6.8)	(9.1)	(6.7)	(7.8)	(7.0)	(6.7)	(9.1)	(6.5)	(7.7)
A=1(1)	7,674	6,696	934	4,613	3,061	7,660	6,689	921	4,612	3,048
合計(人)	(7,298)	(6,519)	(750)	(4,373)	(2,925)	(7,334)	(6,525)	(780)	(4,413)	(2,921)

- ・社外監査役の経歴については、前回とほぼ変わらず「親会社の役職員」(23.4%)と「大株主の役職員」(11.1%)の「独立性に疑義が残る経歴」が合わせて 34.5%、「会社と無関係な会社の役職員」(13.8%)「公認会計士又は税理士」(13.2%)「弁護士」(14.4%)の「独立性が高い経歴」が合わせて 41.4%となっている。
- ・上場会社においては、「親会社の役職員」(8.6%) と「大株主の役職員」(11.2%) が合わせて 19.8%、「会社と 無関係な会社の役職員」(15.2%)、「公認会計士又は税理士」(16.7%)、「弁護士」(19.7%) が合わせて 51.6% と過半数を占めており、「独立性」がより厳格に判断されている。
- ・社外取締役より社外監査役の方が、「独立性」が高い。(問1-5参照)

問 1-3 社内監査役の経歴(同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つ)

	総会前					総会後				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
1 A E DIA E (0/)	0.2	0.2	0.3	0.1	0.4	0.3	0.2	0.5	0.1	0.5
1.会長•副会長(%)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.1)	(0.3)	(0.2)	(0.2)	(0.3)	(0.1)	(0.3)
o ++ E (o/)	0.5	0.4	8.0	0.2	1.2	0.5	0.4	0.8	0.2	1.1
2.社長(%)	(0.5)	(0.3)	(2.3)	(0.1)	(1.1)	(0.5)	(0.3)	(2.8)	(0.1)	(1.3)
고 피나 트 (O/)	1.7	1.9	8.0	2.2	0.9	1.8	1.9	0.8	2.1	1.2
3.副社長(%)	(1.7)	(1.9)	(0.6)	(1.9)	(1.5)	(1.7)	(1.8)	(0.9)	(2.0)	(1.2)
4 = 37 .4.37 (0.1)	15.9	16.6	11.0	16.9	14.1	15.9	16.7	9.8	16.3	15.0
4.専務・常務(%)	(16.8)	(17.2)	(13.9)	(17.2)	(16.2)	(16.5)	(16.8)	(14.2)	(16.6)	(16.3)
E Hr 4 + 4 / 1 / 0 /)	19.5	19.6	20.4	19.1	20.4	19.5	19.5	20.9	19.2	20.0
5.取締役(%)	(21.3)	(21.6)	(19.4)	(21.6)	(20.7)	(20.2)	(20.2)	(20.1)	(20.2)	(20.1)
0.44.47.(日)(0/)	10.4	11.2	5.1	11.4	8.6	11.1	11.7	6.6	12.1	9.2
6.執行役(員)(%)	(9.2)	(9.6)	(5.2)	(9.9)	(7.7)	(10.5)	(11.1)	(5.0)	(11.5)	(8.4)
	3.9	3.4	8.6	3.5	4.7	4.1	3.5	9.3	3.8	4.6
7.相談役・顧問・嘱託(%)	(4.2)	(3.5)	(11.3)	(3.7)	(5.3)	(4.3)	(3.7)	(10.1)	(3.7)	(5.4)
o 卧太阳尽如巨笠(o/)	8.1	8.2	8.1	8.6	7.4	8.4	8.3	9.3	8.7	7.7
8.監査関係部長等(%)	(7.3)	(7.7)	(3.5)	(8.1)	(5.7)	(8.0)	(8.5)	(3.8)	(9.0)	(6.1)
	27.6	28.7	20.2	29.7	23.7	26.9	28.0	19.3	29.1	22.8
9.監査関係以外の部長等(%)	(28.0)	(28.7)	(21.3)	(29.6)	(24.9)	(27.3)	(27.9)	(21.7)	(29.2)	(23.7)
10.7 (0/L)	12.0	9.8	24.7	8.3	19.1	11.7	9.8	22.8	8.4	17.9
10.その他(%)	(10.8)	(9.5)	(22.3)	(7.9)	(16.6)	(10.8)	(9.6)	(21.1)	(7.6)	(17.0)
A -1 ())	3,491	3,077	372	2,269	1,222	3,496	3,079	378	2,279	1,217
合計(人)	(3,408)	(3,076)	(310)	(2,270)	(1,138)	(3,402)	(3,062)	(318)	(2,245)	(1,157)

- ・社内監査役の経歴については、「監査関係以外の部長等」が最も多く 26.9% (大会社 28.0%、上場 29.1%) である。
- ・「専務・常務」(全体 16.5%→15.9%)、「取締役」(全体 20.2%→19.5%)が減少している。
- ・執行役員制度の導入が増えていることから「6. 執行役(員)」が引き続き増加傾向(全体 10.5%→11.1%)にある。(問 1-6 参照)
- ・大会社以外で「8. 監査関係部長等」が9.3%と、前回(3.8%)から5.5%増加している。

問 1-4 取締役数

(カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

		総会前					総会後				
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
Tin 公本公元 组	総数平均(人)	8.06	8.39	6.17	8.33	7.74	7.96	8.26	6.18	8.19	7.67
4X市市1又市	··· 数十均(人)	(8.24)	(8.58)	(6.17)	(8.61)	(7.77)	(8.24)	(8.58)	(6.22)	(8.61)	(7.77)
		2,727	2,180	539	1,456	1,271	2,751	2,205	539	1,477	1,274
10 人	、以下	(2,493)	(2,034)	(452)	(1,346)	(1,147)	(2,524)	(2,059)	(458)	(1,354)	(1,170)
(上段	殳:社、下段:%)	81.0	78.6	94.2	79.0	83.3	81.7	79.5	94.2	80.2	83.5
		(78.5)	(75.9)	(93.6)	(76.3)	(81.2)	(79.4)	(76.8)	(94.8)	(76.7)	(82.9)
		495	462	31	309	186	481	450	28	300	181
11~	15 人	(546)	(516)	(27)	(343)	(203)	(500)	(477)	(20)	(323)	(177)
(上段	殳:社、下段:%)	14.7	16.7	5.4	16.8	12.2	14.3	16.2	4.9	16.3	11.9
		(17.2)	(19.3)	(5.6)	(19.4)	(14.4)	(15.7)	(17.8)	(4.1)	(18.3)	(12.5)
		110	105	2	64	46	100	93	3	53	47
16~	20 人	(109)	(106)	(2)	(61)	(48)	(121)	(117)	(3)	(74)	(47)
(上段	段:社、下段:%)	3.3	3.8	0.3	3.5	3.0	3.0	3.4	0.5	2.9	3.1
		(3.4)	(4.0)	(0.4)	(3.5)	(3.4)	(3.8)	(4.4)	(0.6)	(4.2)	(3.3)
		35	26	0	13	22	35	25	2	12	23
21 /	人以上	(29)	(24)	(2)	(15)	(14)	(32)	(27)	(2)	(14)	(18)
(上	段:社、下段:%)	1.0	0.9	0.0	0.7	1.4	1.0	0.9	0.3	0.7	1.5
		(0.9)	(0.9)	(0.4)	(8.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.4)	(8.0)	(1.3)
社外選	任がある場合の会社の割合	57.3	57.2	57.3	46.3	70.6	58.6	58.7	57.9	48.4	71.0
(%)		(53.6)	(54.0)	(50.9)	(43.9)	(65.9)	(55.8)	(56.3)	(52.2)	(46.3)	(67.7)
	社外取締役平均(人)	2.38	2.38	2.02	1.82	2.82	2.37	2.37	2.03	1.81	2.83
	T17F4X7桁仅干均(人)	(2.31)	(2.33)	(2.00)	(1.80)	(2.74)	(2.30)	(2.33)	(1.93)	(1.83)	(2.70)
∆= 1 /	· 	3,367	2,773	572	1,842	1,525	3,367	2,773	572	1,842	1,525
合計((红)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)

- ・取締役総数は全体で8人を切り (7.96人:前回比0.28人減、大会社8.26人:前回比0.32人減、上場会社8.19人:前回比0.42人減)、取締役会のスリム化が進んだ。
- ・取締役 10 人以下の会社についても、全体 81.7% (前回比 2.3 ポイント増)、大会社 79.5% (前回比 2.7 ポイント増)、上場 80.2% (前回比 3.5 ポイント増) と前回より増加し、約8割を占めており全体的に取締役会はスリム化傾向にある。
- ・社外取締役を選任している会社は、全体で 2.8 ポイント増加し約 6 割 (58.6%) を占めたが、上場会社において は前回より 2.1 ポイント増加しているものの 5 割に満たない (48.4%)。
- ・社外取締役の人数は前回とほぼ同じ(全体 2.37 人:前回比 0.07 人増、上場 1.81 人:前回比 0.02 人減)である。

問 1-5 社外取締役の前職又は現職(同一人が複数の項目に当てはまる場合は、主要なもの一つ)

	総会前	Ī				総会後				
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
4 如人社の仏跡号(0/)	35.9	35.1	49.3	14.6	46.8	35.8	35.0	48.8	14.7	47.0
1.親会社の役職員(%)	(35.6)	(34.6)	(46.2)	(17.1)	(45.6)	(34.7)	(33.6)	(46.8)	(15.0)	(46.2)
0.十件十个犯赔品(0/)	29.4	31.0	25.2	27.8	30.3	28.7	30.2	24.4	27.0	29.7
2.大株主の役職員(%)	(29.7)	(31.1)	(24.2)	(29.5)	(29.8)	(28.6)	(30.0)	(22.4)	(28.2)	(28.8)
3.取引銀行の役職員(%)	2.3	2.6	1.1	3.9	1.5	2.2	2.4	1.0	3.6	1.4
3.拟引载1707技粮县(%)	(3.0)	(3.2)	(1.8)	(3.8)	(2.5)	(2.9)	(3.2)	(1.6)	(3.8)	(2.4)
4 Bp 31 件 の 仏 時 号 (0 /)	8.3	8.5	5.7	11.6	6.7	8.6	8.7	6.4	11.9	6.9
4.取引先の役職員(%)	(8.2)	(8.6)	(5.7)	(9.8)	(7.3)	(8.4)	(8.8)	(6.0)	(10.0)	(7.5)
ころせに無限なかる社の仏跡号(の)	10.0	10.6	8.4	21.9	3.9	10.5	11.2	8.6	22.8	4.0
5.会社と無関係な会社の役職員(%)	(10.5)	(10.6)	(10.6)	(21.1)	(4.8)	(11.2)	(11.1)	(12.1)	(21.9)	(5.0)
c 사회수라 누구 너 완 때 ㅗ (o/)	1.2	1.2	1.1	2.5	0.5	1.2	1.2	1.3	2.5	0.5
6.公認会計士又は税理士(%)	(1.2)	(1.0)	(2.9)	(2.1)	(8.0)	(1.3)	(1.1)	(2.1)	(2.3)	(0.7)
7 分=# 上 (0/)	2.4	2.6	1.1	5.1	1.0	2.5	2.7	1.3	5.4	1.0
7.弁護士(%)	(2.4)	(2.5)	(1.4)	(4.6)	(1.2)	(2.7)	(2.8)	(1.6)	(5.4)	(1.2)
0.十二种位(0/)	2.6	2.6	1.7	5.5	1.2	2.7	2.7	1.6	5.7	1.1
8.大学教授(%)	(2.5)	(2.5)	(1.4)	(5.1)	(1.1)	(2.8)	(2.8)	(1.6)	(5.7)	(1.1)
0 中八亡(0/)	1.2	1.2	0.0	1.3	1.1	1.2	1.2	0.0	1.2	1.2
9.官公庁(%)	(1.1)	(1.1)	(0.6)	(1.4)	(1.0)	(1.3)	(1.3)	(0.6)	(1.5)	(1.1)
10.7.0 lb (0/)	6.6	4.6	6.5	5.7	7.1	6.5	4.6	6.4	5.2	7.1
10.その他(%)	(5.8)	(4.9)	(5.1)	(5.6)	(5.9)	(6.1)	(5.2)	(5.1)	(6.1)	(6.0)
A =1 / 1 >	4,593	3,770	663	1,554	3,039	4,679	3,848	672	1,617	3,062
合計(人)	(3,941)	(3,376)	(491)	(1,391)	(2,550)	(4,076)	(3,517)	(487)	(1,496)	(2,580)

- ・社外取締役の経歴については、全体では「親会社の役職員」(35.8%)と「大株主の役職員」(28.7%)が、合わせて64.5%と前回調査と同様に多数を占めており、「独立性」に疑義が残る。
- ・上場会社では、社外取締役の導入会社数は半数に満たない(間 1-4 参照)が、選任した社外取締役の経歴は「親会社の役職員」(14.7%、前回比 0.3 ポイント減)と「大株主の役職員」(27.0%、前回比 1.2 ポイント減)が合わせて 41.7%で全体に比べると「独立性」が高くなっている。

問 1-6 執行役員数

現在の執行役員数と 1 年前の執行役員数をご入力ください。執行役員制度を導入している場合には人数を、 導入していない場合には「0」をご入力ください。

		総会前					総会後				
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
執行	役員制採用会社の割合	51.6	55.8	31.5	61.5	39.7	53.6	58.0	32.2	63.5	41.7
(%)		(49.1)	(52.8)	(28.6)	(58.2)	(37.8)	(52.3)	(56.4)	(29.6)	(61.9)	(40.3)
	劫 仁 仉 吕 亚 朸 / 丨)	10.90	11.52	5.82	11.97	8.91	10.73	11.33	5.69	11.81	8.74
	執行役員平均(人)	(11.44)	(11.96)	(6.17)	(12.54)	(9.33)	(11.42)	(11.92)	(6.29)	(12.51)	(9.34)
執行	役員制採用会社のうち、取	60.1	61.5	48.3	60.6	59.2	60.4	62.2	45.7	62.0	57.5
締役	との兼務者がいる割合(%)	(61.8)	(63.5)	(44.2)	(63.2)	(59.0)	(61.9)	(63.5)	(45.5)	(63.1)	(59.6)
	執行役員平均(人)	13.91	14.44	8.37	15.13	11.58	13.64	14.12	8.32	14.79	11.40
	秋门(文具十均(大)	(14.45)	(14.84)	(8.85)	(15.55)	(12.19)	(14.36)	(14.75)	(8.69)	(15.50)	(12.05)
	美数字の正物(1)	5.20	5.34	3.74	5.74	4.19	5.20	5.30	3.88	5.67	4.27
	兼務者の平均(人)	(5.35)	(5.43)	(4.16)	(5.83)	(4.37)	(5.25)	(5.33)	(4.08)	(5.72)	(4.30)
	·	3,367	2,773	572	1,842	1,525	3,367	2,773	572	1,842	1,525
音	十(社)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)

- ・執行役員制度を採用している会社は全体の53.6%(前回比1.3ポイント増)となり、引き続き増加傾向にある。
- ・取締役との兼務者がいる割合は、全体で 60.4% (前回 61.9) と 1.5 ポイント減少し、大会社では 62.2% (前回 63.5) と 1.3 ポイント減少、上場会社では 62.0 ポイント (前回 63.1%) と 1.1 ポイント減少したが、引き続き 多数を占めている。
- ・取締役との兼務者の人数は、執行役員の約 4 割を占める(全体 5. 20 人/13. 64 人、大会社 5. 30 人/14. 12 人、上場 5. 67 人/14. 79 人)。

問 1-7 監査役スタッフ(監査役の補助使用人)数

		総会前(1年前)					総会後	(現在)	総会後(現在) 大会社 大会社				
		全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場		
			1,453	141	972	638	1,634	1,470	147	981	653		
	スタッフ又は兼務スタッフが	(1,434)	(1,323)	(102)	(888)	(546)	(1,495)	(1,373)	(112)	(925)	(570)		
	」会社数 ∶社、下段∶%)	47.8	52.4	24.7	52.8	41.8	48.5	53.0	25.7	53.3	42.8		
_,	112.77	(45.1)	(49.4)	(21.1)	(50.3)	(38.7)	(47.1)	(51.2)	(23.2)	(52.4)	(40.4)		
	ラカ つ	1.87	1.91	1.48	2.02	1.64	1.88	1.88	1.52	2.03	1.66		
	スタッフ総数平均(人)	(1.82)	(1.84)	(1.50)	(1.93)	(1.64)	(1.87)	(1.90)	(1.51)	(2.02)	(1.63)		
	東屋フクルコ亚 わ(1)	0.61	0.65	0.13	0.78	0.35	0.62	0.66	0.14	0.79	0.37		
	専属スタッフ平均(人)	(0.65)	(0.68)	(0.11)	(0.79)	(0.41)	(0.66)	(0.70)	(0.13)	(0.81)	(0.42)		
	 	1.26	1.26	1.34	1.24	1.29	1.26	1.26	1.37	1.24	1.29		
	兼務スタッフ平均(人)	(1.17)	(1.16)	(1.39)	(1.13)	(1.23)	(1.21)	(1.20)	(1.38)	(1.21)	(1.21)		
古屋	フクッコがいて会社粉(ササト)	476	451	14	345	131	489	462	15	353	136		
守偶.	スタッフがいる会社数(社)	(446)	(433)	(7)	(331)	(114)	(474)	(460)	(8)	(347)	(127)		
	吉尼った . コエ	2.06	2.09	1.36	2.19	1.72	2.07	2.10	1.40	2.18	1.76		
	専属スタッフ平均(人)	(2.07)	(2.08)	(1.57)	(2.12)	(1.95)	(2.08)	(2.08)	(1.75)	(2.16)	(1.88)		
	.=1 / + 1\	3,367	2,773	572	1,842	1,525	3,367	2,773	572	1,842	1,525		
台	計(社)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)		

- ・監査役スタッフを設置する会社の割合は増加傾向にある(47.1%→48.5%)。
- ・監査役スタッフの人数の総数は前回と変わらないが、その内訳は、専属が減り (0.04 人減)、兼務スタッフが増えている (0.05 人増)。スタッフの総数が増えない上に兼務化傾向が進む中、監査役監査の実効性が十分に確保されているのか懸念される。

問 1-8 内部監査部門等(監査部、内部監査室など)のスタッフ数

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	総会前(1 年前)				総会後(現在)			
	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場	全体	大会社	大会社 以外	上場	非上場
	2,887	2,471	397	1,761	1,126	2,945	2,509	415	1,776	1,169
専属スタッフ又は兼務スタッフが	(2,668)	(2,337)	(318)	(1,664)	(1,004)	(2,784)	(2,419)	(353)	(1,714)	(1,070)
「いる」会社数 (上段:社、下段:%)	85.7	89.1	69.4	95.6	73.8	87.5	90.5	72.6	96.4	76.7
(=12.12(112.70)	(84.0)	(87.2)	(65.8)	(94.3)	(71.1)	(87.6)	(90.3)	(73.1)	(97.1)	(75.8)
フ ク コ 4分/ 1)	5.71	6.21	2.20	6.30	4.78	5.87	6.41	2.26	6.53	4.86
スタッフ総数平均(人)	(5.02)	(5.39)	(1.91)	(5.22)	(4.67)	(5.57)	(6.02)	(2.03)	(6.03)	(4.82)
本屋マカルマ亚 45/1)	4.65	5.13	1.27	5.20	3.79	4.79	5.31	1.30	5.43	3.82
専属スタッフ平均(人)	(4.15)	(4.51)	(1.13)	(4.42)	(3.69)	(4.58)	(5.01)	(1.17)	(5.09)	(3.77)
****	1.06	1.09	0.93	1.10	1.00	1.08	1.10	0.96	1.10	1.04
兼務スタッフ平均(人) 	(0.87)	(0.89)	(0.78)	(0.81)	(0.98)	(0.98)	(1.00)	(0.86)	(0.94)	(1.05)
+	2,395	2,112	268	1,588	807	2,447	2,149	280	1,606	841
専属スタッフがいる会社数(社)	(2,181)	(1,958)	(212)	(1,478)	(703)	(2,317)	(2,064)	(241)	(1,549)	(768)
専属スタッフ平均(人)	5.60	6.00	1.88	5.76	5.28	5.77	6.20	1.93	6.00	5.31
	(5.07)	(5.38)	(1.69)	(4.97)	(5.27)	(5.51)	(5.88)	(1.71)	(5.63)	(5.25)
Δ=1 (11)	3,367	2,773	572	1,842	1,525	3,367	2,773	572	1,842	1,525
合計(社)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)	(3,177)	(2,680)	(483)	(1,765)	(1,412)

- ・内部監査部門等のスタッフがいる会社は全体87.5%、上場96.4%と多数を占めている。
- ・スタッフの人数については、総数 5.87 人(前回比 0.3 人増)、専属 4.79 人(前回比 0.21 人増)、兼務 1.08 人(前回比 0.1 人増)と全体的に増加している。特に上場会社では総数 6.53 人(前回比 0.5 人増)、専属 5.43 人(前回比 0.34 人増)、兼務 1.10 人(前回比 0.16 人増)と陣容がさらに強化されている。平成 20 年の金融商品取引法施行が影響しているものと思われる。

問2 監査役の選任議案に関する同意権・提案権(会社法第343条)の行使状況

問 2-1 直近に終了した定時株主総会において、監査役の選任議案がありましたか。 (補欠監査役の選任議案は含まず、正規の監査役の選任議案のみを指すものとする)

	全体		大会	生	大会社以	外	上場		非上場		
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	
1. あった	1,656	49.2	1,433	51.7	212	37.1	933	50.7	723	47.4	
1. 800/2	(2,055)	(64.7)	(1,841)	(68.7)	(207)	(42.9)	(1,252)	(70.9)	(803)	(56.9)	
2. なかった	1,711	50.8	1,340	48.3	360	62.9	909	49.3	802	52.6	
2. 747115	(1,122)	(35.3)	(839)	(31.3)	(276)	(57.1)	(513)	(29.1)	(609)	(43.1)	
口体计数	3,367	-	2,773	-	572	-	1,842		1,525		
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)		

問 2-2 監査役候補者の選定にあたり、監査役(会)として監査役候補者の提案をされましたか(監査役候補者の選定にあたって、取締役側と事前調整を行った場合の監査役側からの提案なども含む)。当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全	全体		社	大会社	以外	上	場	非上	.場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
 1. 社内監査役候補者について提案した	260	15.7	234	16.3	21	9.9	150	16.1	110	15.2
1. 位内血質技候補有について従来した	(345)	(16.8)	(320)	(17.4)	(24)	(11.6)	(230)	(18.4)	(115)	(14.3)
0. 社内監本の位は老について相索した	358	21.6	306	21.4	45	21.2	214	22.9	144	19.9
2. 社外監査役候補者について提案した	(512)	(24.9)	(467)	(25.4)	(43)	(20.8)	(324)	(25.9)	(188)	(23.4)
0 相字は かか - +	1,116	67.4	960	67.0	152	71.7	613	65.7	503	69.6
3. 提案はしなかった	(1,373)	(66.8)	(1,223)	(66.4)	(145)	(70.0)	(821)	(65.6)	(552)	(68.7)
	1,656	-	1,433	-	212	-	933	-	723	_
回答社数	(2,055)		(1,841)		(207)		(1,252)		(803)	

- ・「3. 提案しなかった」が 67. 4%となっており、これ以外の 32. 6%の会社では社内監査役・社外監査役のいずれかについて提案が行われたが、前回よりわずかに減少している (0.6 ポイント減)。
- ・提案が行われたケースでも社内監査役 15.7% (前回比 1.1 ポイント減)、社外監査役 21.6% (前回比 3.3 ポイント減) と減少傾向にある。

問 2-3 (正式な)監査役の選任議案が取締役側から監査役側に提示される前に、取締役側と事前調整を行いましたか。(問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会社		大会社以	外	上場		非上場	i
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 年 4-	977	59.0	843	58.8	125	59.0	594	63.7	383	53.0
1. 行った	(1,252)	(60.9)	(1,125)	(61.1)	(124)	(59.9)	(827)	(66.1)	(425)	(52.9)
0 4-1-4-1-4	679	41.0	590	41.2	87	41.0	339	36.3	340	47.0
2. 行わなかった	(803)	(39.1)	(716)	(38.9)	(83)	(40.1)	(425)	(33.9)	(378)	(47.1)
C) 65 41 44	1,656		1,433		212		933		723	
回答社数	(2,055)		(1,841)		(207)		(1,252)		(803)	

[・]取締役側との事前調整を行っているのは 6 割未満 (59.0%) となった。上場会社においては 63.7% だが、前回より 2.4 ポイント減少している。

問 2-4 選任議案に関する監査役(会)の審議結果はどのようなものでしたか。 (問 2-1 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全	体	大会	社	大会社	:以外	上坎	昜	非上	:場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明され	1,545	93.3	1,377	96.1	159	75.0	901	96.6	644	89.1
ず、監査役(会)として候補者全員について同意した	(1,974)	(96.1)	(1,797)	(97.6)	(170)	(82.1)	(1,231)	(98.3)	(743)	(92.5)
	941	56.8	827	57.7	105	49.5	582	62.4	359	49.7
プラ、 向 2-3 で 1. 1] ラだ] と回告した 芸社	(1,221)	(59.4)	(1,109)	(60.2)	(109)	(52.7)	(813)	(64.9)	(408)	(50.8)
2. 一部の監査役から特定候補者について不同意が表明さ	7	0.4	6	0.4	1	0.5	3	0.3	4	0.6
れたが、監査役(会)としては候補者全員について同意した	(4)	(0.2)	(4)	(0.2)	(0)	(0.0)	(3)	(0.2)	(1)	(0.1)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	3	0.2	3	0.2	0	0.0	2	0.2	1	0.1
プラ、向 2-3 でロ、行うだ」と回答した去社	(4)	(0.2)	(4)	(0.2)	(0)	(0.0)	(3)	(0.2)	(1)	(0.1)
3. 監査役(会)として候補者の一部又は全部について不同	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
意であった	(3)	(0.1)	(2)	(0.1)	(1)	(0.5)	(3)	(0.2)	(0)	(0.0)
うち、問 2-3 で「1. 行った」と回答した会社	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
プラ、向 2-3 でロ、行うだ」と回答した去社	(3)	(0.1)	(2)	(0.1)	(1)	(0.5)	(3)	(0.2)	(0)	(0.0)
	89	5.4	44	3.1	43	20.3	27	2.9	62	8.6
4. 監査役として特段のことはしなかった	(60)	(2.9)	(30)	(1.6)	(30)	(14.5)	(7)	(0.6)	(53)	(6.6)
	14	0.8	5	0.3	9	4.2	2	0.2	12	1.7
5. その他	(14)	(0.7)	(8)	(0.4)	(6)	(2.9)	(8)	(0.6)	(6)	(0.7)
	1,656		1,433		212		933	_	723	
回答社数	(2,055)		(1,841)		(207)		(1,252)		(803)	

- ・「1. 監査役候補者について監査役から特段の異論も表明されず、監査役(会)として候補者全員について同意した」が前回より 2.8 ポイント減少しているものの多数を占めており、全体の 93.3%ある。
- ・そのうち取締役との事前調整を行った会社は 2.6 ポイント減少したものの 56.8%を占めており、監査役選任について、取締役側と監査役側の意思疎通が概ね円滑に行われている。

問 2-5 監査役(会)の不同意の後、監査役候補者の代替者はどのように決定しましたか。

(問 2-4 で「3. 監査役(会)として候補者の一部又は全部について不同意であった」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	≩社	大会社	±以外	上	場	非上	_場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1 医木狐刚小之际提老の比较安大担实 1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1. 監査役側から候補者の代替案を提案した	(2)	(66.7)	(2)	(100.0)	(0)	(0.0)	(2)	(66.7)	(0)	(0.0)
	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
2. 取締役側から候補者の代替案を提案した	(1)	(33.3)	(0)	(0.0)	(1)	(100.0)	(1)	(33.3)	(0)	(0.0)
	1		1		0		0		1	
回答社数	(3)		(2)		(1)		(3)		(0)	

問3 監査役の辞任についての意見の陳述等

問 3-1 直近に終了した定時株主総会までの 1 年間(前回の定時株主総会終結時からの 1 年間)において、任期途中で辞任した監査役はいましたか(辞任後、再選された方は除く)。

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以	以外	上場		非上場	<u> </u>
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 1)+.	832	24.7	707	25.5	123	21.5	375	20.4	457	30.0
1. いた	(787)	(24.8)	(673)	(25.1)	(113)	(23.4)	(355)	(20.1)	(432)	(30.6)
0 1) +> +> - +	2,535	75.3	2,066	74.5	449	78.5	1,467	79.6	1,068	70.0
2. いなかった	(2,390)	(75.2)	(2,007)	(74.9)	(370)	(76.6)	(1,410)	(79.9)	(980)	(69.4)
口体计数	3,367		2,773		572		1,842		1,525	
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

[・]任期途中での辞任監査役(辞任後、再選された場合を除く)がいた会社は前回とほぼ同じ24.7%であった。

問 3-2 任期途中で辞任した監査役の辞任の理由の開示(会社法第 345 条第 2 項・4 項、会社法施行規則第 121 条第 6 号ハ)について、以下の項目のうち、当てはまるものを選択してください。

(問 3-1 で「1. いた」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	会社	大会社	L以外	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 辞任の理由を事業報告に記載した	67	8.1	50	7.1	17	13.8	31	8.3	36	7.9
(会社法施行規則第 121 条第 6 号ハ)	(60)	(7.6)	(46)	(6.8)	(14)	(12.4)	(27)	(7.6)	(33)	(7.6)
2. 辞任の理由を株主総会で述べた	95	11.4	68	9.6	27	22.0	20	5.3	75	16.4
(会社法第 345 条第 2 項・4 項)	(60)	(7.6)	(47)	(7.0)	(13)	(11.5)	(12)	(3.4)	(48)	(11.1)
0 1 = 7 4 0 1 ± 6 7 ±	35	4.2	28	4.0	6	4.9	15	4.0	20	4.4
3. 上記 1、2 とも行った	(16)	(2.0)	(13)	(1.9)	(3)	(2.7)	(9)	(2.5)	(7)	(1.6)
4 1 = 7 4 0 1 ± 6= 1 ± ± 1 . ±	635	76.3	561	79.3	73	59.3	309	82.4	326	71.3
4. 上記 1、2 とも行わなかった	(651)	(82.7)	(567)	(84.2)	(83)	(73.5)	(307)	(86.5)	(344)	(79.6)
	832		707		123	-	375		457	
回答社数	(787)		(673)		(113)		(355)		(432)	

^{・「1.} 辞任の理由を事業報告に記載した」、「2. 辞任の理由を株主総会で述べた」とも行わなかった会社が全体の76.3%と多数を占めたが、辞任の理由を事業報告に記載するか株主総会で述べた会社が前回より6.4 ポイント増と顕著な増加が見られ、23.7%となった。

問4 監査報告の作成

問 4-1 貴社は「監査役会」設置会社ですか。

(カッコ内は平成 20年7月実施の第9回調査結果)

	全	本	大会	社	大会社	:以外	上均	易	非上	場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1 「卧木仉人」訊架人社でも 7	2,774	82.4	2,589	93.4	174	30.4	1,812	98.4	962	63.1
1. 「監査役会」設置会社である	(2,658)	(83.7)	(2,534)	(94.6)	(116)	(24.0)	(1,724)	(97.7)	(934)	(66.1)
○「卧木仉人・≒≒男人牡イはれい	593	17.6	184	6.6	398	69.6	30	1.6	563	36.9
2. 「監査役会」設置会社ではない	(519)	(16.3)	(146)	(5.4)	(367)	(76.0)	(41)	(2.3)	(478)	(33.9)
	3,367	-	2,773		572	_	1,842		1,525	
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

[・]大会社以外で監査役会を設置している会社が、前回から 6.4 ポイント増 (24.0%→30.4%) となり 3 割に達した。

問 4-2 直近に終了した定時株主総会において、「各監査役の監査報告」と「監査役会の監査報告」は、どのように作成しましたか。(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

		_								
	全位	本	大会	社	大会社	以外	上:	場	非上	場
	回答数 (社)	%								
1. 各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それと	2,014	72.6	1,908	73.7	102	58.6	1,387	76.5	627	65.2
は別に監査役会の監査報告を作成した	(1,943)	(73.1)	(1,873)	(73.9)	(65)	(56.0)	(1,321)	(76.6)	(622)	(66.6)
2. 各監査役の監査報告について、常勤監査役については常勤監査役で纏めて一通、非常勤監査役	342	12.3	332	12.8	10	5.7	225	12.4	117	12.2
については非常勤監査役で纏めて一通の監査報告を告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を 作成した		(12.5)	(323)	(12.7)	(9)	(7.8)	(216)	(12.5)	(116)	(12.4)
3. 各監査役の監査報告はすべて纏めて一通の監査	70	1.4	33	1.3	7	4.0	22	1.2	18	1.9
報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告 を作成した	(34)	(1.3)	(31)	(1.2)	(3)	(2.6)	(17)	(1.0)	(17)	(1.8)
4. 各監査役の監査報告と監査役会の監査報告をす	343	12.4	291	11.2	45	25.9	164	9.1	179	18.6
べて纏めて一通の監査報告を作成した	(315)	(11.9)	(283)	(11.2)	(29)	(25.0)	(151)	(8.8)	(164)	(17.6)
5.70//	35	1.3	25	1.0	10	5.7	14	0.8	21	2.2
5. その他	(34)	(1.3)	(24)	(0.9)	(10)	(8.6)	(19)	(1.1)	(15)	(1.6)
	2,774		2,589	-	174		1,812		962	
回答社数	(2,658)		(2,534)		(116)		(1,724)		(934)	

^{・「1.} 各監査役がそれぞれ監査報告を作成し、それとは別に監査役会の監査報告を作成した」が 72.6%と前回同様 多数を占めている。

問 4-3 監査役会の監査報告において、監査役の個別意見の付記(会社法施行規則第 130 条第 2 項、会社計算規則 第 128 条第 2 項)はありましたか。(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会	注	大会社以	以外	上場		非上均	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 #	29	1.0	25	1.0	4	2.3	16	0.9	13	1.4
1. あった	(32)	(1.2)	(32)	(1.3)	(0)	(0.0)	(16)	(0.9)	(16)	(1.7)
0 +>4> -4	2,745	99.0	2,564	99.0	170	97.7	1,796	99.1	949	98.6
2. なかった	(2,626)	(98.8)	(2,502)	(98.7)	(116)	(100.0)	(1,708)	(99.1)	(918)	(98.3)
同饮计粉	2,774		2,589		174		1,812		962	
回答社数	(2,658)		(2,534)		(116)		(1,724)		(934)	

[・]ほとんど(全体の99.0%)の会社が「2.なかった」としている。個別意見を付記するケースはごく少数(1.0%) あった。

問 4-4 会社法により、監査報告作成のための監査役会は、現に一堂に会して会議を開催する方法のほかに、「情報 の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法」(開催場所を設定せずに、意見交換の全てをテレビ、電話、インターネット等を通じた方式により行う方法)で審議することも可能な旨、明記されました(会社 法施行規則第 130 条第 3 項、会社計算規則第 128 条第 3 項)。貴社では、監査報告作成のための監査役会 は、どのように行いましたか。(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

	全位	本	大会	社	大会社	以外	上步	易	非上	.場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 現に一堂に会して監査役会を開催した(テレビ、電話、	2,621	94.5	2,451	94.7	159	91.4	1,731	95.5	890	92.5
インターネット等を通じた方法による出席者はなかった)	(2,506)	(94.3)	(2,393)	(94.4)	(105)	(90.5)	(1,639)	(95.1)	(867)	(92.8)
2. 現に一堂に会して監査役会を開催した(監査役の一部	87	3.1	80	3.1	7	4.0	54	3.0	33	3.4
が、テレビ、電話、インターネット等を通じた方法により 出席した)	(90)	(3.4)	(85)	(3.4)	(5)	(4.3)	(57)	(3.3)	(33)	(3.5)
3. 開催場所を設定することなく、意見交換の全てをテレ	66	2.4	58	2.2	8	4.6	27	1.5	39	4.1
ビ、電話、インターネット等を通じた方法により審議した	(62)	(2.3)	(56)	(2.2)	(6)	(5.2)	(28)	(1.6)	(34)	(3.6)
	2,774		2,589		174		1,812		962	
回答社数	(2,658)		(2,534)		(116)		(1,724)		(934)	

[・]前回に引き続き「1. 現に一堂に会して監査役会を開催した」とした会社が94.5%と大勢を占めており、会社法の規定、あるいは会社の規模に関わらず一堂に会して開催する方法がなお一般的であると言える。

問 4-5 直近に終了した定時株主総会に向けた期末監査対応において、貴社では明示的に会社法施行規則第 132 条にいう「特定監査役」を選定しましたか(特定監査役を選定するという行為を現に行ったか否か)。

(問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以	外	上場		非上生	場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
 1. 選定した	1,332	48.0	1,265	48.9	56	32.2	916	50.6	416	43.2
1. 選足した	(1,285)	(48.3)	(1,242)	(49.0)	(38)	(32.8)	(879)	(51.0)	(406)	(43.5)
0 20中1 +>+> - +	1,442	52.0	1,324	51.1	118	67.8	896	49.4	546	56.8
2. 選定しなかった	(1,373)	(51.7)	(1,292)	(51.0)	(78)	(67.2)	(845)	(49.0)	(528)	(56.5)
	2,774		2,589		174		1,812		962	
回答社数	(2,658)		(2,534)		(116)		(1,724)		(934)	

[・]前回から大きな変化はなく「1. 選定した」とした会社は48.0%にとどまった。

問 4-6 直近に終了した定時株主総会に向けた期末監査対応において、貴社では明示的に会社法施行規則第 132 条にいう「特定取締役」を選定しましたか(特定取締役を選定するという行為を現に行ったか否か)。 (問 4-1 で「1.「監査役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会社	t	大会社以	外	上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
 1. 選定した	613	22.1	578	22.3	31	17.8	422	23.3	191	19.9
1. 選足した	(558)	(21.0)	(538)	(21.2)	(19)	(16.4)	(387)	(22.4)	(171)	(18.3)
0 20中1 +>+> - +	2,161	77.9	2,011	77.7	143	82.2	1,390	76.7	771	80.1
2. 選定しなかった	(2,100)	(79.0)	(1,996)	(78.8)	(97)	(83.6)	(1,337)	(77.6)	(763)	(81.7)
	2,774	_	2,589	-	174	-	1,812	-	962	_
回答社数	(2,658)		(2,534)		(116)		(1,724)		(934)	

- ・前回から大きな変化はなく「1. 選定した」とした会社は22.1%に過ぎない。
- ・特定監査役を「選定した」会社は全体の48.0%あるが、特定取締役を「1.選定した」会社は全体の22.1%にとどまっており、特定監査役を選定した会社の半数に届かない。

問 5 事業報告

問 5-1 会社法により、公開会社については、その事業報告において、「監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」(会社法施行規則第 121 条第 8 号)を記載することが求められました。貴社では、この記載を行いましたか。(会社法上の「公開会社」のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体(公開会	会社)	大会社	t	大会社以	以外	上場		非上場	ヨ
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 1 名について、記載した	679	33.9	631	33.6	48	38.7	634	34.5	45	27.4
1. 「石に力いて、記載した	(694)	(35.4)	(646)	(34.7)	(48)	(46.6)	(632)	(35.9)	(62)	(30.7)
0.0タについて 司撃! ナ	353	17.6	338	18.0	15	12.1	333	18.1	20	12.2
2.2名について、記載した	(333)	(17.0)	(322)	(17.3)	(11)	(10.7)	(313)	(17.8)	(20)	(9.9)
2 2夕(いし)について 司井(ナ	181	9.0	177	9.4	4	3.2	166	9.0	15	9.1
3.3名(以上)について、記載した	(167)	(8.5)	(165)	(8.9)	(2)	(1.9)	(153)	(8.7)	(14)	(6.9)
4 =7 =++ 1 +> L> +	788	39.4	731	38.9	57	46.0	704	38.3	84	51.2
4. 記載しなかった	(769)	(39.2)	(727)	(39.1)	(42)	(40.8)	(663)	(37.6)	(106)	(52.5)
	2,001		1,877	-	124	-	1,837	·	164	
回答社数	(1,963)		(1,860)		(103)		(1,761)		(202)	

[・]前回から大きな変化は見られず、記載した会社は60.5%であった。

問 5-2 貴社は「取締役会」設置会社ですか。

	全体		大会社	t	大会社以	l外	上場		非上場	37
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 「两位仍会引军会社」でも7	2,819	99.8	2,588	99.8	220	99.5	1,839	99.9	980	99.6
1. 「取締役会設置会社」である	(3,162)	(99.5)	(2,673)	(99.7)	(475)	(98.3)	(1,764)	(99.9)	(1,398)	(99.0)
2.「取締役会設置会社」ではな	6	0.2	5	0.2	1	0.5	2	0.1	4	0.4
()	(15)	(0.5)	(7)	(0.3)	(8)	(1.7)	(1)	(0.1)	(14)	(1.0)
	2,825		2,593		221		1,841		984	_
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

[・]本設問および問 5-3 につきましては、回答対象者である「公開会社以外でかつ監査役会設置会社以外」の会社の回答を収集できませんでしたので、前回の回答者との母集団の属性が異なります。ご協力いただいた皆様にはご 迷惑をお掛けし、誠に申し訳ありません。深くお詫び申し上げます。

問 5-3 会社法により、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(以下、「計算書類等」という)は、監査を受けたものについて取締役会の承認を受けなければならない旨、明確化されました(会社法第 436 条第 3 項)。 一方、会社実務においては、計算書類等を監査役(会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む)に送付する前に、取締役会において一旦決議(=会社法では要請されない任意の取締役会決議)を行うケースも見られます。

貴社では、計算書類等が監査役(会計監査人設置会社においては、会計監査人を含む)に提出される前に、 計算書類等について取締役会決議を行いましたか。

(問 5-2 で「1.「取締役会」設置会社である」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成 20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以外		上場		非上均	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	1,365	48.4	1,257	48.6	105	47.7	894	48.6	471	48.1
1. 115/2	(1,560)	(49.3)	(1,328)	(49.7)	(226)	(47.6)	(913)	(51.8)	(647)	(46.3)
の行かかった	1,454	51.6	1,331	51.4	115	52.3	945	51.4	509	51.9
2. 行わなかった	(1,602)	(50.7)	(1,345)	(50.3)	(249)	(52.4)	(851)	(48.2)	(751)	(53.7)
口体让业	2,819		2,588		220		1,839		980	
回答社数	(3,162)		(2,673)		(475)		(1,764)		(1,398)	

- 「2.行わなかった」が51.6%と半数以上を占めている。
- ・上場会社については、前回は「1. 行った」が過半数を占めていたが、今回は「2. 行わなかった」が過半数となり 多数派が入れ替わった。

問 6 内部統制システムに係る監査の実施基準

問 6-1 当協会は、平成 19 年 4 月 5 日、「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定しました(平成 21 年 7 月 9 日改正)。貴社では、これに相当する、監査役による内部統制システム監査のための実施基準を制定していますか。

	全任	本	大会	社	大会社	比以外	上	場	非上	場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 制定している	1,659	49.3	1,502	54.2	154	26.9	1,073	58.3	586	38.4
1. 削足している	(1,351)	(42.5)	(1,268)	(47.3)	(81)	(16.8)	(878)	(49.7)	(473)	(33.5)
	816	24.2	582	21.0	223	39.0	380	20.6	436	28.6
2. 現在は制定していないが、今後制定する予定	(1,087)	(34.2)	(822)	(30.7)	(260)	(53.8)	(561)	(31.8)	(526)	(37.3)
3. 現在は制定しておらず、今後も制定する予定は	892	26.5	689	24.8	195	34.1	389	21.1	503	33.0
ない	(739)	(23.3)	(590)	(22.0)	(142)	(29.4)	(326)	(18.5)	(413)	(29.2)
	3,367	-	2,773	-	572	-	1,842	-	1,525	_
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

- ・「1.制定している」とした会社が前回より6.8ポイント増加し49.3%となった。
- ・上場会社においては、「1. 制定している」が約6割を占める(58.3%、前回比8.6ポイント増)。

問 6-2 貴社の「内部統制システムに係る監査の実施基準」は、日本監査役協会が策定している「内部統制システム に係る監査の実施基準」と同様の内容ですか。(問 6-1 で「1. 制定している」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以	外	上場		非上場	1
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 協会が策定したものと概ね	1,553	93.6	1,410	93.9	140	90.9	1,019	95.0	534	91.1
同じ内容である	(1,208)	(89.4)	(1,136)	(89.6)	(70)	(86.4)	(808)	(92.0)	(400)	(84.6)
2. 協会が策定したものと半分	67	4.0	62	4.1	5	3.2	35	3.3	32	5.5
程度同じ内容である	(102)	(7.5)	(93)	(7.3)	(9)	(11.1)	(54)	(6.2)	(48)	(10.1)
3. 協会が策定したものをあまり	39	2.4	30	2.0	9	5.8	19	1.8	20	3.4
意識した内容になっていない	(41)	(3.0)	(39)	(3.1)	(2)	(2.5)	(16)	(1.8)	(25)	(5.3)
C) 55 +1 *4	1,659		1,502		154		1,073		586	
回答社数	(1,351)		(1,268)		(81)		(878)		(473)	

[・]前回より 4.2 ポイント増加して 93.6%が「1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である」とした。上場会社においては、「1. 協会が策定したものと概ね同じ内容である」がさらに多く 95.0%を占めている。

問7 内部統制システムに係る取締役会決議(大会社のみ集計)

問 7-1 直近に終了した定時株主総会までの 1 年間(前回の定時株主総会終結時からの 1 年間)において、内部統制 システムに係る取締役会決議について、見直しの決議を行いましたか。

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 月末しの油業を行った	1,067	38.5	774	44.4	293	28.5
1. 見直しの決議を行った	(1,378)	(51.4)	(1,006)	(59.4)	(372)	(37.7)
2. 見直しの決議を行っていな	1,706	61.5	970	55.6	736	71.5
い	(1,302)	(48.6)	(687)	(40.6)	(615)	(62.3)
C 755 4 L 446	2,773		1,744		1,029	
回答社数	(2,680)		(1,693)		(987)	

^{・「1.} 見直しの決議を行った」が全体で 38.5% (前回比 12.9 ポイント減)、上場会社 44.4% (前回比 15.0 ポイント減) と大幅に減少した。

問 7-2 貴社において見直した項目にはどのようなものがありますか。(複数回答可) (問 7-1 で「1.行った」を選択した会社のみ回答)

	全体		上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた	384	36.0	267	34.5	117	39.9
めの体制	(567)	(41.1)	(394)	(39.2)	(173)	(46.5)
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	211	19.8	139	18.0	72	24.6
2. 収柿収の収券の執行に示る情報の保行及の自座に属する体制	(334)	(24.2)	(211)	(21.0)	(123)	(33.1)
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	358	33.6	252	32.6	106	36.2
3. 投入の心候の自生に関する就性での他の体制	(533)	(38.7)	(359)	(35.7)	(174)	(46.8)
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体	235	22.0	153	19.8	82	28.0
制	(373)	(27.1)	(243)	(24.2)	(130)	(34.9)
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた	230	21.6	152	19.6	78	26.6
めの体制	(362)	(26.3)	(244)	(24.3)	(118)	(31.7)
6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団に	301	28.2	210	27.1	91	31.1
おける業務の適正を確保するための体制	(451)	(32.7)	(318)	(31.6)	(133)	(35.8)
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合にお	127	11.9	83	10.7	44	15.0
ける当該使用人に関する事項	(210)	(15.2)	(138)	(13.7)	(72)	(19.4)
 8. 上記7の使用人の取締役からの独立性に関する事項	97	9.1	59	7.6	38	13.0
6. 工記 / の使用人の収締収がらの独立にに関する事項	(155)	(11.2)	(103)	(10.2)	(52)	(14.0)
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査	157	14.7	99	12.8	58	19.8
役への報告に関する体制	(246)	(17.9)	(164)	(16.3)	(82)	(22.0)
10. 上記7~9 のほか、監査役の監査が実効的に行われる事を確保す	142	13.3	91	11.8	51	17.4
るための体制	(212)	(15.4)	(132)	(13.1)	(80)	(21.5)
 11. 財務報告の適正性を確保するための体制	362	33.9	300	38.8	62	21.2
11. 州 物報 日 の 過止 圧を 唯 床 す る ため の 体 削	(493)	(35.8)	(407)	(40.5)	(86)	(23.1)
 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	440	41.2	359	46.4	81	27.6
12. 及社会的努力排除に同じた基本的な考え方	(641)	(46.5)	(550)	(54.7)	(91)	(24.5)
13. 企業理念・企業統治に関する考え方	91	8.5	61	7.9	30	10.2
13. 正未埋心・正未机/7に関する考え/7	(144)	(10.4)	(108)	(10.7)	(36)	(9.7)
14 ZOH	123	11.5	71	9.2	52	17.7
14. その他	(148)	(10.7)	(93)	(9.2)	(55)	(14.8)
日本北半	1,067		774		293	
回答社数	(1,378)		(1,006)		(372)	

- ・全体的に見直し項目が減少傾向にあるが、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」について見直した会社が 最も多かった。
- ・3月決算会社にとっては、財務報告内部統制報告制度適用初年度を終えたところであるが、「財務報告の適正性を確保するための体制」について見直した会社は、上場会社でも38.8%にとどまっている。

問8 会社の支配に関する基本方針

問 8-1 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3号)(以下、「基本方針」という)を定めていますか。

(カッコ内は平成 20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社	t	大会社以	以外	上場		非上均	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 定めている	775	23.0	689	24.8	81	14.2	569	30.9	206	13.5
1. 足のている	(649)	(20.4)	(607)	(22.6)	(39)	(8.1)	(506)	(28.7)	(143)	(10.1)
2. 過去定めていたことは		0.4	13	0.5	0	0.0	9	0.5	4	0.3
あるが、現在は定めてい ない	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
3. 過去も現在も定めてい	2,579	76.6	2,071	74.7	491	85.8	1,264	68.6	1,315	86.2
ない	(2,528)	(79.6)	(2,073)	(77.4)	(444)	(91.9)	(1,259)	(71.3)	(1,269)	(89.9)
□ \ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	3,367		2,773		572		1,842		1,525	
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

[・]基本方針を定めている会社は全体の23.0%(前回比2.6ポイント増)、上場会社の30.9%(前回比2.2ポイント増)と少しだけ増加している。

問8-2貴社では、買収防衛策の導入または発動・不発動の判断をするための取締役会の諮問機関として、経営陣から独立した第三者による委員会(以下、「独立委員会」という)を設置していますか。

(問 8-1 で「1.定めている」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会社	±	大会社	以外	上場		非上	場
	回答数 (社)	%								
1 記字! ナいフ	314	40.5	311	45.1	3	3.7	313	55.0	1	0.5
1. 設置している	(305)	(47.0)	(304)	(50.1)	(1)	(2.6)	(305)	(60.3)	(0)	(0.0)
0 記罢! ブルセン	461	59.5	378	54.9	78	96.3	256	45.0	205	99.5
2. 設置していない	(344)	(53.0)	(303)	(49.9)	(38)	(97.4)	(201)	(39.7)	(143)	(100.0)
口 <i>体</i> 北 **	775		689		81		569		206	
回答社数	(649)		(607)		(39)		(506)		(143)	

- ・独立委員会を「設置している」会社が、全体で前回から6.5ポイント減の40.5%となった。
- ・上場会社においても「設置している」は55.0%にとどまっている。

問 8-3 貴社では、監査役は独立委員会のメンバーになっていますか。(複数回答可) (問 8-2 で「1.設置している」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	社	大会社	性以外	上均	易	非上	場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数(社)	%	回答数 (社)	%
4 1 H EF + (II. IS IN S I - 4 1 - 7	248	79.0		79.1		66.7	248	79.2		0.0
1. 社外監査役がメンバーになっている 	(239)	(78.4)	(238)	(78.3)	(1)	(100.0)	(239)	(78.4)	(0)	(0.0)
2. 社内監査役がメンバーになっている	6	1.9	5	1.6	1	33.3	5	1.6	1	100.0
2. 社内監査技がメンハーになっている	(3)	(1.0)	(3)	(1.0)	(0)	(0.0)	(3)	(1.0)	(0)	(0.0)
3. 監査役はメンバーになっていない	62	19.7	62	19.9	0	0.0	62	19.8	0	0.0
3. 監査技はグンハーになりていない	(67)	(22.0)	(67)	(22.0)	(0)	(0.0)	(67)	(22.0)	(0)	(0.0)
[=] (AT + L #L	314		311		3	-	313		1	
回答社数	(305)		(304)		(1)		(305)		(0)	

- ・独立委員会を設置している会社のうち、監査役が独立委員会のメンバーになっている会社は8割を超えた(全体80.3%、上場80.2%)。
- ・社外監査役が独立委員会のメンバーになっている会社は、全体の79.0%、上場会社の79.2%ある。

問9 定款の規定等

問 9-1 直近の定時株主総会終結時までに、貴社の定款に規定されている項目を全て選択してください。 (複数回答可)

	全	本	大会	社	大会社	:以外	上	場	非上	.場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 取締役解任決議の要件加重(会社法第 341 条)	549	16.3	437	15.8	106	18.5	281	15.3	268	17.6
1. 权师仅胜任次战00安计加重(宏社运第 341 末)	(250)	(7.9)	(208)	(7.8)	(42)	(8.7)	(152)	(8.6)	(98)	(6.9)
2. 書面による取締役会決議の導入(会社法第370条)	2,561	76.1	2,168	78.2	378	66.1	1,487	80.7	1,074	70.4
2. 音画による収柿収玄次磁の等八(玄紅広第370末)	(1,846)	(58.1)	(1,624)	(60.6)	(216)	(44.7)	(1,162)	(65.8)	(684)	(48.4)
3. 取締役(会)限りでの取締役の責任免除(会社法第	1,170	34.7	1,001	36.1	165	28.8	803	43.6	367	24.1
426 条)	(860)	(27.1)	(746)	(27.8)	(114)	(23.6)	(606)	(34.3)	(254)	(18.0)
4. 取締役(会)限りでの監査役の責任免除(会社法第	1,160	34.5	990	35.7	166	29.0	795	43.2	365	23.9
426 条)	(854)	(26.9)	(740)	(27.6)	(114)	(23.6)	(601)	(34.1)	(253)	(17.9)
5. 社外取締役との責任限定契約(会社法第 427 条)	1,261	37.5	1,108	40.0	148	25.9	906	49.2	355	23.3
3. 位外取締役200員住限定关約(云位法第 427 宋)	(986)	(31.0)	(876)	(32.7)	(107)	(22.2)	(725)	(41.1)	(261)	(18.5)
6. 社外監査役との責任限定契約(会社法第 427 条)	1,584	47.0	1,404	50.6	175	30.6	1,192	64.7	392	25.7
0. 位外监查仅200員住限定关剂(云位法第 427 宋)	(1,317)	(41.5)	(1,175)	(43.8)	(139)	(28.8)	(1,003)	(56.8)	(314)	(22.2)
2 人科斯木 しの事が明白初始(人社) 第 402 名)	398	11.8	349	12.6	45	7.9	271	14.7	127	8.3
7. 会計監査人との責任限定契約(会社法第 427 条)	(305)	(9.6)	(283)	(10.6)	(21)	(4.3)	(212)	(12.0)	(93)	(6.6)
8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め	1,170	34.7	1,022	36.9	143	25.0	742	40.3	428	28.1
(会社法第 459 条)	(674)	(21.2)	(609)	(22.7)	(64)	(13.3)	(467)	(26.5)	(207)	(14.7)
9. 総会参考書類等の Web 開示(会社法施行規則第	1,456	43.2	1,364	49.2	90	15.7	1,305	70.8	151	9.9
94 条、第 133 条第 3 項以下、会社計算規則第 133 条第 4 項以下、第 134 条第 4 項以下)	(1,237)	(38.9)	(1,165)	(43.5)	(70)	(14.5)	(1,121)	(63.5)	(116)	(8.2)
回答社数	3,367		2,773	_	572	_	1,842		1,525	
凹膏牡奴	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

- ・「2. 書面による取締役会決議の導入」が大幅に増加し全体の76.1%(18.0 ポイント増)を占めている。
- ・「3. 取締役(会)限りでの取締役の責任免除」(全体 34.7%: 7.6 ポイント増、上場 43.6%: 9.3 ポイント増)や「4. 取締役(会)限りでの監査役の責任免除」(全体 34.5%: 7.6 ポイント増、上場 43.2%: 9.1 ポイント増)、「5. 社外取締役との責任限定契約」(全体 37.5%: 6.5 ポイント増、上場 49.2%: 8.1 ポイント増)や「6. 社外監査役との責任限定契約」(全体 47.0%: 5.5 ポイント増、上場 64.7%: 7.9 ポイント増)がかなり増加している。
- ・「6. 社外監査役との責任限定契約」について定款に規定している会社は、上場会社の64.7%を占める。
- ・「9. 総会参考書類等の Web 開示」については上場会社の 70.8% が定款に定めている。

問 9-2 定款変更後、<u>実際に</u>、社外監査役との責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。 当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可)

(問 9-1 で「6. 社外監査役との責任限定契約」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全伯	本	大会	社	大会社	L以外	上	場	非上	.場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 「常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した	382	24.1	327	23.3	54	30.9	301	25.3	81	20.7
(する予定である)	(302)	(22.9)	(256)	(21.8)	(45)	(32.4)	(230)	(22.9)	(72)	(22.9)
2.「非常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した	1,172	74.0	1,055	75.1	112	64.0	942	79.0	230	58.7
(する予定である)	(1,012)	(76.8)	(912)	(77.6)	(97)	(69.8)	(813)	(81.1)	(199)	(63.4)
3. 社外監査役と責任限定契約を締結していない	359	22.7	310	22.1	49	28.0	210	17.6	149	38.0
(する予定はない)	(270)	(20.5)	(233)	(19.8)	(37)	(26.6)	(166)	(16.6)	(104)	(33.1)
	1,584		1,404		175		1,192		392	
回答社数	(1,317)		(1,175)		(139)		(1,003)		(314)	

- ・実際に常勤又は非常勤の社外監査役と責任限定契約を締結した会社は、全体の77.3%に及ぶ。
- ・常勤社外監査役は平均 0.42 人であり、非常勤社外監査役の平均 1.85 人に比べて少ない(問 1-1 参照)ことから、 実際に「2.「非常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した」会社は全体の 74.0%を占めているのに対し、「1. 「常勤社外監査役」と責任限定契約を締結した」会社は 24.1%にすぎない。

問 9-3 会計監査人との責任限定契約締結の有無

定款変更後、<u>実際に</u>、会計監査人と責任限定契約を締結しましたか。または、締結する予定はありますか。 (間 9-1 で「7. 会計監査人との責任限定契約」を選択した会社のみ回答)

	全体		大会	社	大会社	:以外	上:	場	非上	.場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 会計監査人と責任限定契約を締結した	272	68.3	233	66.8	35	77.8	185	68.3	87	68.5
(する予定である)	(210)	(68.9)	(192)	(67.8)	(17)	(81.0)	(149)	(70.3)	(61)	(65.6)
2. 会計監査人と責任限定契約を締結していない	126	31.7	116	33.2	10	22.2	86	31.7	40	31.5
(する予定はない)	(95)	(31.1)	(91)	(32.2)	(4)	(19.0)	(63)	(29.7)	(32)	(34.4)
	398		349		45		271		127	
回答社数	(305)		(283)		(21)		(212)		(93)	

^{•「1.} 会計監査人と責任限定契約を締結した」会社は全体の 68.3% (前回比 0.6 ポイント減)、上場会社の 68.3% (前回比 2.0 ポイント減)で、特に上場会社では減少傾向にある。

問 10 連結計算書類

問 10-1 貴社は会社法上の連結計算書類作成会社ですか。

(カッコ内は平成 20年7月実施の第9回調査結果)

	全体	<u>.</u>	上場	i	非上	場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 1+1 >	1,810	53.8	1,601	86.9	209	13.7
1. はい	(1,703)	(53.6)	(1,537)	(87.1)	(166)	(11.8)
0 1313=	1,557	46.2	241	13.1	1,316	86.3
2. いいえ	(1,474)	(46.4)	(228)	(12.9)	(1,246)	(88.2)
口体计器	3,367		1,842		1,525	
回答社数	(3,177)		(1,765)		(1,412)	

問 10-2 取締役から監査役及び会計監査人への計算書類の提出時期についてご回答ください。

(問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

	全伯	本	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1 個別の引煙事務しませる 英書祭は 同時に担用された	1,406	77.7	1,257	78.5	149	71.3
1. 個別の計算書類と連結計算書類は、同時に提出された	(1,256)	(73.8)	(1,145)	(74.5)	(111)	(66.9)
の まかき 英事をのはこれ。 原則の言 英事をしけ 原わて担けされた	398	22.0	341	21.3	57	27.3
2. 連結計算書類のほうが、個別の計算書類よりも遅れて提出された	(438)	(25.7)	(388)	(25.2)	(50)	(30.1)
2. 伊則の社質事務のはこれ。 遠姓社質事務 には 寝れて担山された	6	0.3	3	0.2	3	1.4
3. 個別の計算書類のほうが、連結計算書類よりも遅れて提出された	(9)	(0.5)	(4)	(0.3)	(5)	(3.0)
	1,810	-	1,601		209	-
回答社数	(1,703)		(1,537)		(166)	

^{・「1.} 個別の計算書類と連結計算書類が同時に提出された」会社が 3.9 ポイント増で 77.7%となり、個別・連結計算書類を同時に作成する傾向がますます強くなっている。

問 10-3 会計監査人から監査役への会計監査人監査報告の提出時期についてご回答ください。 (問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全	体	上	場	非」	上場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1.「個別計算書類の会計監査人監査報告」と「連結計算書類に係る会	1,754	96.9	1,564	97.7	190	90.9
計監査人監査報告」は、同時に提出された	(1,665)	(97.8)	(1,511)	(98.3)	(154)	(92.8)
	1,395	79.5*	1,248	79.8*	147	77.4*
ララ、向 10-2 C 1. と回告じた芸社	(1,251)	(75.1)	(1,142)	(75.6)	(109)	(70.8)
	354	20.2*	314	20.1*	40	21.1*
プラ、向 10-2 C 2. と回告した芸社	(406)	(24.4)	(365)	(24.2)	(41)	(26.6)
	5	0.3*	2	0.1*	3	1.6*
プラ、向 10-2 C 3. と回告じた芸社	(8)	(0.5)	(4)	(0.3)	(4)	(2.6)
2.「連結計算書類に係る会計監査人監査報告」のほうが、「個別計算書	55	3.0	36	2.2	19	9.1
類の会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	(35)	(2.1)	(25)	(1.6)	(10)	(6.0)
│	11	20.0*	9	25.0*	2	10.5*
プラ、同 10-2 で 1. と回告した芸社	(4)	(11.4)	(2)	(8.0)	(2)	(20.0)
	43	78.2*	26	72.2*	17	89.5*
ララ、向 10-2 C Z. と回告した芸社	(31)	(88.6)	(23)	(92.0)	(8)	(80.0)
│	1	1.8*	1	2.8*	0	0.0*
75、同 10-2 (5. と回告した 芸社	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
3.「個別計算書類の会計監査人監査報告」のほうが、「連結計算書類に	1	0.1	1	0.1	0	0.0
係る会計監査人監査報告」よりも遅れて提出された	(3)	(0.1)	(1)	(0.1)	(2)	(1.0)
	0	0.0*	0	0.0*	0	0.0*
ララ、同 10 2 年 1. と固合した芸社	(1)	(33.3)	(1)	(100.0)	(0)	(100.0)
	1	100.0*	1	100.0*	0	0.0*
ララ、同 10 2 ℃ 2. と固合した 芸社	(1)	(33.3)	(0)	(0.0)	(1)	(50.0)
	0	0.0*	0	0.0*	0	0.0*
プラ、同 10 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(1)	(33.3)	(0)	(0.0)	(1)	(50.0)
同な大米	1,810		1,601		209	
回答社数	(1,703)		(1,537)		(166)	

注 *は問 10-3 の各選択肢の回答者における割合

・「1.「個別計算書類の会計監査人監査報告書」と「連結計算書類に係る会計監査人監査報告書」は、同時に提出された」は、前回から大きな変化は見られず 96.9%を占めている。

問 10-4 貴社では、監査役(会)監査報告につき、個別と連結を纏めて作成しましたか、別々に作成しましたか。 (問 10-1 で1. はい」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全	≧体	上	.場	非上	場
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 伊則 海妹を編めて佐ばした	1,636	90.4	1,455	90.9	181	86.6
1. 個別・連結を纏めて作成した	(1,516)	(89.0)	(1,376)	(89.5)	(140)	(84.3)
	174	9.6	146	9.1	28	13.4
2. 個別・連結を別々に作成した	(187)	(11.0)	(161)	(10.5)	(26)	(15.7)
回答分数	1,810		1,601		209	
回答社数	(1,703)		(1,537)		(166)	

[・]全体の90.4%(前回比1.4ポイント増)が「1.個別・連結を纏めて作成した」としており、協会のひな型に沿った作成方法を採っている会社が9割を超えた。

問 10-5 株主総会における連結計算書類の監査結果の報告は、どのように行いましたか。

(問 10-1 で「1. はい」を選択した会社のみ回答)

	全体		上場		非上場	i
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査役が会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両 方について口頭報告し、別途、取締役(議長など)から監査役の口	1,042	57.6	968	60.5	74	35.4
頭報告のとおりである旨の口頭報告があった	(1,074)	(63.1)	(994)	(64.7)	(80)	(48.2)
2. 監査役が会計監査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両	307	20.3	325	20.3	42	20.1
方についてロ頭報告し、取締役(議長など)からは何らロ頭報告が なかった	(277)	(16.3)	(246)	(16.0)	(31)	(18.7)
3. 監査役が監査役(会)の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長など)からは会計監査人の監査結果のほか、監査役(会)	196	10.8	170	10.6	26	12.4
の監査結果については監査役の口頭報告のとおりである旨の口 頭報告があった	(193)	(11.3)	(180)	(11.7)	(13)	(7.8)
4. 監査役が監査役(会)の監査結果についてのみ口頭報告し、取締役(議長など)からは、会計監査人の監査結果についてのみ口頭	133	7.5	103	6.4	32	15.3
報告があった	(91)	(5.3)	(77)	(5.0)	(14)	(8.4)
5. 監査役からは口頭報告は行わず、取締役(議長など)から会計監 査人の監査結果と監査役(会)の監査結果の両方について口頭報	02	1.8	23	1.4	9	4.3
量人の無重相未ご無重役(会)の無重相未の両方について口頭報 告があった	(38)	(2.2)	(24)	(1.6)	(14)	(8.4)
0 ZDW	38	2.1	12	0.7	26	12.4
6. その他	(30)	(1.8)	(16)	(1.0)	(14)	(8.4)
	1,810		1,601		209	
回答社数	(1,703)		(1,537)		(166)	

[・]連結計算書類の監査結果について口頭報告を行った(選択肢「1.」~「4.」の合計)会社が96.2%(前回96.0%)、会計監査人の監査結果と監査役会の監査結果の両方について株主総会で口頭報告を行った(選択肢「1.」「2.」の合計)会社が77.9%(前回79.4%)と前回同様、多数を占めている。

問 11 決算短信

問 11-1 貴社は「決算短信」の作成会社ですか。

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全位		大会	社	大会社	以外	上步	易	非上	.場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
1. 作成会社である(連結べ一ス作成会社)	1,675	49.7	1,606	57.9	69	12.1	1,639	89.0	36	2.4
1. 作成去社である(建稿へ一人作成去社)	(1,607)	(50.6)	(1,563)	(58.3)	(44)	(9.1)	(1,571)	(89.0)	(36)	(2.5)
2. 作成会社である(個別ベース作成会社)	226	6.7	183	6.6	43	7.5	199	10.8	27	1.8
2. 作成去社である(個別へ一人作成去社)	(207)	(6.5)	(171)	6.4	(36)	(7.5)	(190)	(10.8)	(17)	(1.2)
3. 作成会社ではない	1,466	43.5	984	35.5	460	80.4	4	0.2	1,462	95.9
3. 作成去社ではない	(1,363)	(42.9)	(946)	(35.3)	(403)	(83.4)	(4)	(0.2)	(1,359)	(96.2)
同体计数	3,367		2,773		572	-	1,842		1,525	-
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

問 11-2 決算短信は、取締役会に付議されていますか。

(問 11-1 で「1.作成会社である(連結ベース作成会社)」または

「2.作成会社である(個別ベース作成会社)」を選択した会社のみ回答)

	全	体	大会	社	大会社	L以外	上	易	非上	:場
	回答数 (社)	%								
1 沈謹東頂は ナ仕謹されている	1,593	83.8	1,495	83.6	98	87.5	1,554	84.5	39	61.9
1. 決議事項として付議されている	(1,513)	(83.4)	(1,450)	(83.6)	(63)	(78.8)	(1,472)	(83.6)	(41)	(77.4)
2. 報告事項として付議されている	224	11.8	217	12.1	7	6.3	209	11.4	15	23.8
	(205)	(11.3)	(194)	(11.2)	(11)	(13.8)	(195)	(11.1)	(10)	(18.9)
2 仕業されていたい	84	4.4	77	4.3	7	6.3	75	4.1	9	14.3
3. 付議されていない	(96)	(5.3)	(90)	(5.2)	(6)	(7.5)	(94)	(5.3)	(2)	(3.8)
	1,901		1,789	-	112	-	1,838	-	63	
回答社数	(1,814)		(1,734)		(80)		(1,761)		(53)	

- ・「1. 決議事項として付議されている」会社と「2. 報告事項として付議されている」会社の合計が 95.6%に上り、 大多数の会社で、何らかの形で取締役会に付議されている。
- ・さらに「1. 決議事項として付議されている」会社は全体で 0.4 ポイント増え 83.8%、上場会社で 0.9 ポイント増 え 84.5%を占める。決算短信の取締役会付議が定着していることがわかる。

問 11-3 貴社は、いつ決算短信を公表しましたか(連結ベース作成会社は連結公表について、個別ベース作成会社 は個別公表についてご回答ください)。

(問 11-1 で「1.作成会社である(連結ベース作成会社)」または

「2.作成会社である(個別ベース作成会社)」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全任	本	大会	社	大会社	性以外	上	易	非上	:場
	回答数	%	回答数	%	回答数(社)	%	回答数	%	回答数 (社)	%
1. 決算期末から20日以内	19	1.0	15	0.8	4	3.6	18	1.0	1	1.6
1. 次昇朔木から20日以内	(28)	(1.5)	(26)	(1.5)	(2)	(2.5)	(25)	(1.4)	(3)	(5.7)
2. 決算期末から30日以内	390	20.5	372	20.8	18	16.1	375	20.4	15	23.8
2. 次昇朔木から30日以内	(312)	(17.2)	(308)	(17.8)	(4)	(5.0)	(304)	(17.3)	(8)	(15.1)
3. 決算期末から45日以内	1,376	72.4	1,295	72.4	81	72.3	1,346	73.2	30	47.6
3. 次昇朔木から43口以内	(1,246)	(68.7)	(1,184)	(68.3)	(62)	(77.5)	(1,216)	(69.1)	(30)	(56.6)
4. 決算期末から55日以内	97	5.1	92	5.1	5	4.5	89	4.8	8	12.7
4. 次昇朔木から33日以内	(212)	(11.7)	(201)	(11.6)	(11)	(13.8)	(204)	(11.6)	(8)	(15.1)
5 油質期主から56日以後	19	1.0	15	0.8	4	3.6	10	0.5	9	14.3
5. 決算期末から56日以後	(16)	(0.9)	(15)	(0.9)	(1)	(1.3)	(12)	(0.7)	(4)	(7.5)
C 747 71 %P	1,901		1,789		112		1,838		63	
回答社数	(1,814)		(1,734)		(80)		(1,761)		(53)	

^{・「45} 日以内」に公表した会社(選択肢 $1\sim3$ の合計)が全体の 93.9%に上った。また、「30 日以内」(選択肢 1、2 の合計)に公表した会社が前回より 2.8 ポイント増の 21.5%となり、決算短信公表の早期化が進んでいる。

問 11-4 監査役は決算短信について監査していますか。

(問 11-1 で「1.作成会社である(連結ベース作成会社)」または

「2.作成会社である(個別ベース作成会社)」を選択した会社のみ回答)

	全位	全体		社	大会社	L以外	上步	易	非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数	%	回答数(社)	%
1 乾木 ブハス	1,329	69.9	1,240	69.3	89	79.5	1,291	70.2	38	60.3
1. 監査している	(1,259)	(69.4)	(1,206)	(69.6)	(53)	(66.3)	(1,221)	(69.3)	(38)	(71.7)
2. 監査していない	572	30.1	549	30.7	23	20.5	547	29.8	25	39.7
2. 監査していない	(555)	(30.6)	(528)	(30.4)	(27)	(33.8)	(540)	(30.7)	(15)	(28.3)
回体计数	1,901	-	1,789	-	112		1,838	-	63	
回答社数	(1,814)		(1,734)		(80)		(1,761)		(53)	

[・]決算短信を「監査している」割合は、約7割(全体69.9%、上場会社70.2%)である。

問 11-5 決算短信の監査内容について、当てはまるもの全て(複数回答可) (問 11-4 で「1.監査している」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会	会社	大会社	t以外	上	場	非上	:場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	(社)	90	(社)	90	(社)	90	(社)	90	(社)	90
1. 決算短信作成の業務プロセスを監査した	450	33.9	413	33.3	37	41.6	442	34.2	8	21.1
1. 八井屋旧下风の未切り1 とへと血量した	(425)	(33.8)	(411)	(34.1)	(14)	(26.4)	(413)	(33.8)	(12)	(31.6)
2. 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセス	1,017	76.5	950	76.6	67	75.3	992	76.8	25	65.8
を監査した	(941)	(74.7)	(898)	(74.5)	(43)	(81.1)	(914)	(74.9)	(27)	(71.1)
3. 決算短信のうち財務情報を監査した	765	57.6	709	57.2	56	62.9	744	57.6	21	55.3
3. 八井屋旧のプラ州の旧根と血直した	(683)	(54.2)	(651)	(54.0)	(32)	(60.4)	(663)	(54.3)	(20)	(52.6)
4. 決算短信のうち非財務情報を監査した	783	58.9	742	59.8	41	46.1	771	59.7	12	31.6
4. 八昇位旧のプラチ州切旧報と血且した	(719)	(57.1)	(697)	(57.8)	(22)	(41.5)	(705)	(57.7)	(14)	(36.8)
回欠计数	1,329	_	1,240	_	89	-	1,291		38	_
回答社数	(1,259)		(1,206)		(53)		(1,221)		(38)	

^{・「2.} 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」が全体の 76.5%、上場会社の 76.8%と最も 多い。

問 12 有価証券報告書

問 12-1 貴社は有価証券報告書作成会社ですか。

	全体		大会	社	大会社以	以外	上場		非上均	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. はい	1,978	58.7	1,850	66.7	128	22.4	1,835	99.6	143	9.4
1. 140'	(1,902)	(59.9)	(1,812)	(67.6)	(90)	(18.6)	(1,759)	(99.7)	(143)	(10.1)
2. いいえ	1,389	41.3	923	33.3	444	77.6	7	0.4	1,382	90.6
2. 61612	(1,275)	(40.1)	(868)	(32.4)	(393)	(81.4)	(6)	(0.3)	(1,269)	(89.9)
同体	3,367		2,773	_	572	_	1,842	_	1,525	
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

問 12-2 有価証券報告書は、取締役会に付議されていますか。

(問 12-1 で「1.はい」を選択した方のみ回答)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の「監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果)

	全体		大会社	È	大会社以	外	上場		非上場	
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
 1. 決議事項として付議	967	48.9	883	47.7	84	65.6	900	49.0	67	46.9
1. 次磁争項として対磁	(—)	(38.5)	(—)	(38.1)	(—)	(44.0)	(—)	(39.0)	(—)	(34.2)
0 お仕事項以 イ仕詳	334	16.9	316	17.1	18	14.1	309	16.8	25	17.5
2. 報告事項として付議	(—)	(19.3)	(—)	(18.8)	(—)	(28.5)	(—)	(18.7)	(—)	(24.4)
2 仕業! ブルセン	677	34.2	651	35.2	26	20.3	626	34.1	51	35.7
3. 付議していない	(—)	(42.2)	(—)	(43.1)	(—)	(27.5)	(—)	(42.3)	(—)	(41.4)
□ k5 +1 *L	1,978		1,850		128		1,835		143	
回答社数	(2,250)		(2,130)		(109)		(2,012)		(234)	

- ・前回調査(平成20年7月実施の第9回調査)では、システムの不具合によりデータの集計ができなかったため、 平成19年7月に実施した「監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」(月刊監査役No.534)と比較した。
- ・平成19年7月の調査時に比べて、「1.決議事項として付議」が約1割増加し、有価証券報告書が取締役会の決議 事項として付議されている会社が増えている。
- ・「1. 決議事項として付議」と「2. 報告事項として付議」を合わせると 65.8%となり、決算短信ほどではないが 有価証券報告書についても何らかの形で取締役会に付議している会社が多数を占めていることがわかる。(問 11-2 参照)

問 12-3 監査役は、有価証券報告書について監査していますか。

(問 12-1 で「1.はい」を選択した方のみ回答)

	全体		大会社		大会社以	人外	上場		非上均	三
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 監査している	1,399	70.7	1,299	70.2	100	78.1	1,302	71.0	97	67.8
1. 監査している	(1,254)	(65.9)	(1,194)	(65.9)	(60)	(66.7)	(1,169)	(66.5)	(85)	(59.4)
2. 監査していない	579	29.3	551	29.8	28	21.9	533	29.0	46	32.2
2. 監査していない	(648)	(34.1)	(618)	(34.1)	(30)	(33.3)	(590)	(33.5)	(58)	(40.6)
回答社数	1,978		1,850		128		1,835		143	
凹合性数 	(1,902)		(1,812)		(90)		(1,759)		(143)	

- ・有価証券報告書を「1. 監査している」会社が、全体では4.8 ポイント増の70.7%となり、7割を超える割合で有価証券報告書の監査が実施されている。財務報告に係る内部統制報告制度の導入が、監査の実施率増加につながったものと考えられる。
- ・大会社以外の会社では、約8割(78.1%)の会社が「1.監査している」としている。

問 12-4 有価証券報告書の監査内容について、当てはまるもの(複数回答可)

(問 12-3 で「1.監査している」を選択した方のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体	本	大会	社	大会社	以外	上	場	非上	:場
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
	(社)	90	(社)	90	(社)	90	(社)	90	(社)	90
1. 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査し	579	41.4	531	40.9	48	48.0	529	40.6	50	51.5
<i>t</i> =	(493)	(39.3)	(473)	(39.6)	(20)	(33.3)	(465)	(39.8)	(28)	(32.9)
2. 有価証券報告書に関する取締役会決議などの	836	59.8	764	58.8	72	72.0	781	60.0	55	56.7
承認プロセスを監査した	(631)	(50.3)	(592)	(49.6)	(39)	(65.0)	(590)	(50.5)	(41)	(48.2)
3. 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	806	57.6	738	56.8	68	68.0	758	58.2	48	49.5
3. 竹岡யが採口音のプラが切用報と血直した	(694)	(55.3)	(653)	(54.7)	(41)	(68.3)	(649)	(55.5)	(45)	(52.9)
4. 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	954	68.2	903	69.5	51	51.0	901	69.2	53	54.6
4. 有脚証分取ら音のプラチが切用取を重直した	(875)	(69.8)	(843)	(70.6)	(32)	(53.3)	(820)	(70.1)	(55)	(64.7)
同文计数	1,399	-	1,299		100	_	1,302	-	97	_
回答社数	(1,254)		(1,194)		(60)		(1,169)		(85)	

- ・決算短信では取締役会決議などの承認プロセスを(問 11-5 参照)、有価証券報告書ではそれに加えて財務情報 (57.6%) や非財務情報 (68.2%) について監査していることがうかがえる。
- ・有価証券報告書の承認プロセスを監査している会社が大幅に増加し、約6割(全体59.8%、上場会社60.0%)となった。

問 13 定時株主総会における監査役の報告等

問 13-1 法律上、監査役は、株主総会に提出しようとする議案及び書類等について調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならないと規定されています(会社法 384 条)。貴社では、株主総会において、その調査結果又は監査役の監査結果について、監査役から口頭報告を行いましたか。

(カッコ内は平成 20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会社	±	大会社以	人外	上場		非上均	3
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 行った	2,754	81.8	2,293	82.7	442	77.3	1,646	89.4	1,108	72.7
1. 115/2	(2,592)	(81.6)	(2,210)	(82.5)	(371)	(76.8)	(1,576)	(89.3)	(1,016)	(72.0)
0 4-1-4-1, 4	613	18.2	480	17.3	130	22.7	196	10.6	417	27.3
2. 行わなかった	(585)	(18.4)	(470)	(17.5)	(112)	(23.2)	(189)	(10.7)	(396)	(28.0)
□ 55 ± 1 ± L	3,367	-	2,773		572		1,842		1,525	
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

・監査役からの口頭報告を行った会社は前回とほぼ同じで全体の約8割(81.8%)、上場会社の約9割(89.4%)を 占める。

問 13-2 監査役による報告の内容はどのようなものでしたか。 (問 13-1 で「1.行った」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全	体	大会	社	大会社	以外	上	場	非上	:場
	回答数 (社)	%								
1. 監査役の監査結果について、監査報告書に記載のとおりである旨の口頭報告をし、かつ、株主総会に提出	1,999	72.6	1,681	73.3	308	69.7	1,183	71.9	816	73.6
した議案及び書類についての調査結果について口頭 報告をした	(1,910)	(73.7)	(1,645)	(74.4)	(259)	(69.8)	(1,163)	(73.8)	(747)	(73.5)
2. 監査役の監査結果について、上記 1 に加えてより具体 的に口頭報告をし、かつ、株主総会に提出した議案及		18.0	434	18.9	60	13.6	371	22.5	126	11.4
び書類についての調査結果について口頭報告をした		(18.9)	(447)	(20.2)	(42)	(11.3)	(361)	(22.9)	(129)	(12.7)
3. 監査役の監査結果について、監査報告書に記載のとおりである旨の口頭報告をしたが、株主総会に提出し	207	7.5	142	6.2	60	13.6	71	4.3	136	12.3
た議案及び書類についての調査結果については口頭 報告しなかった	(150)	(5.8)	(92)	(4.2)	(54)	(14.6)	(38)	(2.4)	(112)	(11.0)
4. 監査役の監査結果について、上記 1 に加えてより具体的に口頭報告をしたが、株主総会に提出した議案及び	40	1.5	30	1.3	10	2.3	20	1.2	20	1.8
書類についての調査結果については口頭報告しなかった	(36)	(1.4)	(23)	(1.0)	(13)	(3.5)	(14)	(0.9)	(22)	(2.2)
5. 監査役の監査結果については口頭報告しなかったが、 株主総会に提出した議案及び書類についての調査結	9	0.3	6	0.3	3	0.7	1	0.1	8	0.7
株主総会に提出した職業及び書類にプいての調査結果について口頭報告をした	(4)	(0.2)	(3)	(0.1)	(1)	(0.3)	(0)	(0.0)	(4)	(0.4)
6. その他	2	0.1	0	0.0	1	0.2	0	(0.0)	2	0.2
6. その他	(2)	(0.1)	(0)	(0.0)	(2)	(0.5)	(0)	(0.0)	(2)	(0.2)
回答社数	2,754		2,293		442		1,646		1,108	
凹合仁数	(2,592)		(2,210)		(371)		(1,576)		(1,016)	

[・]法律上、監査役の監査結果について常に株主総会で口頭報告することは求められていないが、ほとんどの会社 (99.6%) では監査役の監査結果について株主総会で口頭報告する (「1」~「4」の合計) 実務が定着しているようだ。

問 13-3 直近の定時株主総会において、監査役に対する質問、あるいは、監査役又は監査に関連した質問がありましたか。 (カッコ内は平成 20 年 7 月実施の第 9 回調査結果)

	全体		大会	柱	大会社以	以外	上場		非上均	易
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 + -+	110	3.3	95	3.4	14	2.4	95	5.2	15	1.0
1. あった	(109)	(3.4)	(104)	(3.9)	(4)	(8.0)	(99)	(5.6)	(10)	(0.7)
0 +>4> -4	3,257	96.7	2,678	96.6	558	97.6	1,747	94.8	1,510	99.0
2. なかった	(3,068)	(96.6)	(2,576)	(96.1)	(479)	(99.2)	(1,666)	(94.4)	(1,402)	(99.3)
口体计器	3,367		2,773		572		1,842		1,525	
回答社数	(3,177)		(2,680)		(483)		(1,765)		(1,412)	

[・]質問があったのは3.3%であった。

問 13-4 質問内容はどのようなものでしたか。当てはまるもの全てを選択してください。(複数回答可) (問 13-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

	全体	Z	大会:	社	大会社	以外	上均	<u>ョ</u>	非上:	場
	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%	回答数 (社)	%
	8	7.3	6	6.3	1	7.1	5	5.3	3	20.0
1. 重点監査項目について	(4)	(3.7)	(4)	(3.8)	(0)	(0.0)	(4)	(4.0)	(0)	(0.0)
0 中本 分本について	5	4.5	3	3.2	2	14.3	3	3.2	2	13.3
2. 実査・往査について 	(4)	(3.7)	(4)	(3.8)	(0)	(0.0)	(4)	(4.0)	(0)	(0.0)
3. 企業集団の監査、子会社の	5	4.5	5	5.3	0	0.0	5	5.3	0	0.0
調査について	(5)	(4.6)	(5)	(4.8)	(0)	(0.0)	(5)	(5.1)	(0)	(0.0)
4 乾木仕制について	8	7.3	5	5.3	3	21.4	5	5.3	3	20.0
4. 監査体制について	(10)	(9.2)	(10)	(9.6)	(0)	(0.0)	(9)	(9.1)	(1)	(10.0)
5 阪徳処会の出席について	8	7.3	7	7.4	1	7.1	7	7.4	1	6.7
5. 取締役会の出席について	(10)	(9.2)	(10)	(9.6)	(0)	(0.0)	(10)	(10.1)	(0)	(0.0)
6. 会計監査人の監査結果に	4	3.6	4	4.2	0	0.0	4	4.2	0	0.0
ついて	(5)	(4.6)	(5)	(4.8)	(0)	(0.0)	(3)	(3.0)	(2)	(20.0)
7. 会計監査人について	5	4.5	5	5.3	0	0.0	4	4.2	1	6.7
7. 云訂監査人に がく	(6)	(5.5)	(5)	(4.8)	(1)	(25.0)	(5)	(5.1)	(1)	(10.0)
8. 監査役会の運営について	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8. 監査技芸の連名に プバし	(1)	(0.9)	(1)	(1.0)	(0)	(0.0)	(1)	(1.0)	(0)	(0.0)
0 社材飲木卯について	18	16.4	18	18.9	0	0.0	18	18.9	0	0.0
9. 社外監査役について	(10)	(9.2)	(9)	(8.7)	(1)	(25.0)	(10)	(10.1)	(0)	(0.0)
10. 監査役の任期・員数・	4	3.6	3	3.2	1	7.1	2	2.1	2	13.3
兼任状況について	(6)	(5.5)	(6)	(5.8)	(0)	(0.0)	(5)	(5.1)	(1)	(10.0)
11 対分監本処の選びについて	2	1.8	2	2.1	0	0.0	2	2.1	0	0.0
11. 補欠監査役の選任について	(5)	(4.6)	(5)	(4.8)	(0)	(0.0)	(5)	(5.1)	(0)	(0.0)
12. 監査役の監査結果について	15	13.6	12	12.6	3	21.4	12	12.6	3	20.0
12. 監査仅の監査結果について	(15)	(13.8)	(14)	(13.5)	(1)	(25.0)	(15)	(15.2)	(0)	(0.0)
12 ZOM	57	51.8	51	53.7	6	42.9	52	54.7	5	33.3
13. その他	(57)	(52.3)	(52)	(50.0)	(4)	(100.0)	(51)	(51.5)	(6)	(60.0)
□ \$\forall \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau	110		95		14		95		15	
回答社数	(109)		(104)		(4)		(99)		(10)	

[・]前回大きく減少した「9. 社外監査役について」が前回比7.2 ポイント増の16. 4%と倍増している。

問 13-5 監査役に対する質問、あるいは、監査役又は監査に関連した質問に対し、監査役は回答しましたか。 (問 13-3 で「1. あった」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成20年7月実施の第9回調査結果)

	全体		大会		大会以	外	上場		非上均	易
	回答数(社)	%								
4 医木瓜水口体1 4	81	73.6	67	70.5	14	100.0	68	71.6	13	86.7
1. 監査役が回答した	(74)	(67.9)	(71)	(68.3)	(3)	(75.0)	(69)	(69.7)	(5)	(50.0)
2. 監査役は回答しなかっ	29	26.4	28	29.5	0	0.0	27	28.4	2	13.3
<i>t</i> =	(35)	(32.1)	(33)	(31.7)	(1)	(25.0)	(30)	(30.3)	(5)	(50.0)
	110		95		14		95		15	
回答社数	(109)		(104)		(4)		(99)		(10)	

[・]前回調査より 5.7 ポイント増の 73.6%が「1.監査役が回答した」としている。

問 14 定時株主総会後の監査役会の運営(監査役会設置会社のみ集計)

問 14-1 定時株主総会当日の監査役会は、いつ開催しましたか。

	全体		大会社	t	大会社以	人外	上場		非上場	<u> </u>
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 株主総会終了後、取締役	1,179	42.5	1,110	42.9	62	35.6	845	46.6	334	34.7
会開催前に開催	(1,095)	(41.8)	(1,057)	(41.8)	(31)	(36.0)	(793)	(46.1)	(302)	(33.6)
2. 株主総会終了後、取締役	1,284	46.3	1,196	46.2	85	48.9	794	43.8	490	50.9
会終了後に開催	(1,254)	(47.9)	(1,208)	(47.8)	(46)	(53.5)	(779)	(45.3)	(475)	(52.8)
3. 株主総会終了後、取締役	119	4.3	113	4.4	5	2.9	98	5.4	21	2.2
会開催前と終了後に開催	(133)	(5.1)	(129)	(5.1)	(3)	(3.5)	(102)	(5.9)	(31)	(3.4)
4. その他(当日に開催がない	192	6.9	170	6.6	22	12.6	75	4.1	117	12.2
場合など)	(138)	(5.3)	(132)	(5.2)	(6)	(7.0)	(47)	(2.7)	(91)	(10.1)
	2,774		2,589		174	-	1,812	-	962	_
回答社数	(2,620)		(2,526)		(86)		(1,721)		(899)	

- ・定時株主総会当日の監査役会は「2.株主総会終了後、取締役会終了後に開催」する会社が全体の46.3%を占め最も多いが若干(1.6ポイント)減少しており、一方「1.株主総会終了後、取締役会開催前に開催」する会社が0.7ポイント増加し42.5%となり、「1」と「2」の差は僅差となっている。
- ・上場会社においては、「1. 株主総会終了後、取締役会開催前」に開催する会社が46.6%で最も多い。

問 14-2 定時株主総会後の監査役会の開催時間はどのくらいですか。(問 14-1 で「3. 株主総会終了後、取締役会開催前と終了後に開催」と回答した会社は、2回の監査役会の合計時間)

	全体		大会社	t	大会社以	以外	上場		非上均	罗
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1 10 八土洪	331	11.9	310	12.0	17	9.8	182	10.0	149	15.5
1. 10 分未満	(304)	(11.6)	(295)	(11.7)	(8)	(9.3)	(177)	(10.3)	(127)	(14.1)
0 10 八以上 20 八土洪	1,430	51.6	1,334	51.5	92	52.9	936	51.7	494	51.4
2. 10 分以上 30 分未満	(1,290)	(49.2)	(1,248)	(49.4)	(38)	(44.2)	(835)	(48.5)	(455)	(50.6)
2 20 八以上1 吐胆土洪	779	28.1	728	28.1	48	27.6	547	30.2	232	24.1
3. 30 分以上 1 時間未満 	(788)	(30.1)	(755)	(29.9)	(31)	(36.0)	(549)	(31.9)	(239)	(26.6)
	179	6.5	171	6.6	8	4.6	120	6.6	59	6.1
4. 1 時間以上 2 時間未満 	(182)	(6.9)	(176)	(7.0)	(5)	(5.8)	(135)	(7.8)	(47)	(5.2)
	13	0.5	12	0.5	1	0.6	10	0.6	3	0.3
5. 2 時間以上	(17)	(0.6)	(16)	(0.6)	(1)	(1.2)	(16)	(0.9)	(1)	(0.1)
c ナギ明保していたい	42	1.5	34	1.3	8	4.6	17	0.9	25	2.6
6. まだ開催していない	(39)	(1.5)	(36)	(1.4)	(3)	(3.5)	(9)	(0.5)	(30)	(3.3)
	2,774		2,589	-	174		1,812		962	
回答社数 	(2,620)		(2,526)		(86)		(1,721)		(899)	

[・]過半数が「2. 10 分以上 30 分未満」であった。

問 14-3 定時株主総会後の監査役会の議事内容はどのようなものですか。(複数回答可)

								-187147		
	全体		大会社	t	大会社以	人外	上場		非上場	i
	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%	回答数(社)	%
1. 各監査役が受けるべき	2,016	72.7	1,905	73.6	104	59.8	1,399	77.2	617	64.1
報酬等の協議	(1,957)	(74.7)	(1,889)	(74.8)	(61)	(70.9)	(1,375)	(79.9)	(582)	(64.7)
2. 各監査役が受けるべき	350	12.6	336	13.0	14	8.0	239	13.2	111	11.5
賞与の協議	(466)	(17.8)	(457)	(18.1)	(8)	(9.3)	(328)	(19.1)	(138)	(15.4)
3. 退任監査役に対する	632	22.8	615	23.8	17	9.8	381	21.0	251	26.1
退職慰労金の額等	(739)	(28.2)	(725)	(28.7)	(12)	(14.0)	(515)	(29.9)	(224)	(24.9)
4. 常勤監査役の選定	2,218	80.0	2,082	80.4	127	73.0	1,499	82.7	719	74.7
4. 吊到监宜仅仍选足	(2,149)	(82.0)	(2,074)	(82.1)	(69)	(80.2)	(1,466)	(85.2)	(683)	(76.0)
 5. 議長の選定	2,104	75.8	1,985	76.7	110	63.2	1,433	79.1	671	69.8
3. 硪女の選及	(1,974)	(75.3)	(1,902)	(75.3)	(66)	(76.7)	(1,366)	(79.4)	(608)	(67.6)
 6. 特定監査役の選定	1,124	40.5	1,071	41.4	43	24.7	781	43.1	343	35.7
0. 特定監査仅の選定	(1,017)	(38.8)	(987)	(39.1)	(25)	(29.1)	(717)	(41.7)	(300)	(33.4)
7. 監査方針・監査計画・	1,636	59.0	1,526	58.9	106	60.9	1,115	61.5	521	54.2
職務分担の決定	(1,644)	(62.7)	(1,578)	(62.5)	(61)	(70.9)	(1,102)	(64.0)	(542)	(60.3)
 8. 監査関係予算の決定	376	13.6	340	13.1	35	20.1	273	15.1	103	20.7
8. 監査関係で昇の沃定	(366)	(14.0)	(353)	(14.0)	(12)	(14.0)	(271)	(15.7)	(95)	(10.6)
9. その他	535	19.3	495	19.1	38	21.8	336	18.5	199	13.0
9. て の 他	(516)	(19.7)	(493)	(19.5)	(22)	(25.6)	(329)	(19.1)	(187)	(20.8)
	2,774		2,589		174		1,812		962	
回答社数	(2,620)		(2,526)		(86)		(1,721)		(899)	

[・]各項目とも前年比減となっているが比率としては、「4. 常勤監査役の選定」が最も多く (80.0%)、次いで「5. 議長の選定」(75.8%)、以下「1. 各監査役が受けるべき報酬等の協議」(72.7%)、「7. 監査方針・監査計画・職務分担の決定」(59.0%)と続いている。

問 15 監査役の報酬

問 15 については、平成 19 年 7 月実施の「2007 年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」 (月刊監査役 No. 534)と比較した。

問 15-1 貴社の監査役の報酬等の制度として、どのようなものがありますか。(複数回答可)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 月額報酬	6.3	6.7	4.7	0.0	6.5	6.0
(定額基本給+業績連動給) (%)	(6.7)	(7.3)	(4.1)	(0.0)	(6.3)	(7.2)
2. 月額報酬	93.4	93.0	95.2	100.0	93.4	93.4
(定額基本給のみ)(%)	(91.8)	(91.3)	(94.1)	(100.0)	(92.7)	(90.8)
	21.8	23.1	15.6	14.3	23.3	19.9
3. 賞与の支給制度(%)	(60.5)	(62.0)	(52.7)	(61.9)	(63.9)	(56.8)
4. 退職慰労金の支給制度(%)	34.3	34.5	32.6	52.4	28.3	41.5
4. 医概念分並の文帖制度(90)	(43.0)	(45.1)	(32.4)	(38.1)	(41.3)	(44.9)
5. ストック・オプションの支給制	3.9	3.6	5.9	0.0	4.8	2.9
度 (%)	(5.8)	(5.3)	(8.7)	(0.0)	(6.7)	(4.8)
回答社数	3,327	2,748	558	21	1,830	1,497
	(3,876)	(3,207)	(630)	(21)	(2,026)	(1,841)

(無回答 40 社は除いて集計)

- ・「3. 賞与の支給制度」がある会社が大幅に減少し(38.7 ポイント減)、21.8%となった。
- ·「4. 退職慰労金の支給制度」がある会社は、8.7 ポイント減少し34.3%となった。

問 15-2 直近に終了した事業年度において、監査役への賞与の支給はありましたか。 (問 15-1 で「3. 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. 監査役への賞与の	67.7	65.4	83.9	100.0	60.9	77.5
支給があった(%)	(49.2)	(50.5)	(42.2)	(46.2)	(50.7)	(47.4)
2. 監査役への賞与の	32.3	34.6	16.1	0.0	39.1	22.5
支給はなかった(%)	(50.6)	(49.3)	(57.8)	(53.8)	(49.2)	(52.4)
回答社数	725	635	87	3	427	298
四日江奴	(2,346)	(1,988)	(332)	(13)	(1,295)	(1,046)

- ・平成 19 年 7 月の調査時に比較して、「1. 監査役への賞与の支給があった」が大幅に増加した(49.2%→67.7%)。
- ・制度がある会社が大幅に減っており(問15-1)、そのような中で賞与の支給制度を残している会社では実際に支給しているケースが多いといえる。

問 15-3 監査役の年額報酬レベル(ストック・オプション、退職慰労金を除く)

(社内常勤)

(カッコ内は平成 19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1. ~200 万円未満(%)	0.9	0.7	2.2	7.1	0.8	1.1
1. ~200 万円木両(90)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
0 000 TU - 500 TU + # (0/)	2.3	1.5	8.6	0.0	1.9	3.1
2. 200 万円~500 万円未満(%)	(3.8)	(2.3)	(16.3)	(0.0)	(2.4)	(6.2)
2 500 天田 - 1 000 天田土港 (0/)	22.4	19.9	40.9	35.7	20.0	26.9
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	(21.8)	(19.4)	(42.0)	(6.7)	(18.6)	(27.4)
4. 1.000 下四1.500 下四 + 滞(0/)	38.8	38.3	42.2	35.7	33.9	48.0
4. 1,000万円~1,500万円未満(%)	(38.8)	(39.2)	(33.3)	(60.0)	(35.9)	(43.8)
5 4 500 TILL 0 000 TILL # (0)	21.9	23.9	5.8	21.4	24.4	17.0
5. 1,500万円~2,000万円未満(%)	(21.3)	(23.1)	(6.5)	(20.0)	(24.0)	(16.5)
。 0.000 王田 - 2.000 王田 + 洪 (0()	10.6	12.0	0.3	0.0	14.5	3.4
6. 2,000万円~3,000万円未満(%)	(10.8)	(12.0)	(1.1)	(13.3)	(14.0)	(5.3)
7. 0.000 TIIN L (0/)	3.1	3.5	0.0	0.0	4.5	0.6
7. 3,000 万円以上(%)	(3.6)	(4.0)	(8.0)	(0.0)	(5.2)	(0.8)
A = 1 1 ML (1)	2,903	2,564	325	14	1,898	1,005
合計人数(人)	(3,453)	(3,056)	(369)	(15)	(2,193)	(1,254)

(無回答 156 社は除いて集計)

・平成19年7月の実態調査では選択肢「1」と「2」を合わせて「~500万円未満」としていたため、「2. 200万円 ~500万円未満」の前回データ(カッコ内のデータ)は、「~500万円未満」の人数である(「社外常勤」「社内非 常勤」「社外非常勤」の集計表も同じ)。

(社外常勤)

(カッコ内は平成19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1 000 TEL + ;# (0/)	4.9	4.1	8.2	12.5	4.0	5.9
1. ~200 万円未満(%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	11.0	9.0	19.5	25.0	11.1	10.9
2. 200 万円~500 万円未満(%)	(13.0)	(8.9)	(32.3)	(27.3)	(10.1)	(15.9)
2 500 天田 - 1 000 天田土港 (0/)	28.1	25.8	39.5	0.0	26.9	29.5
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	(28.6)	(26.5)	(40.0)	(0.0)	(27.0)	(30.4)
4. 1,000万円~1,500万円未満(%)	33.7	34.6	30.1	25.0	28.1	39.9
	(35.5)	(38.1)	(23.0)	(36.4)	(34.3)	(36.8)
5. 1,500万円~2,000万円未満(%)	15.5	18.4	2.0	25.0	19.1	11.5
	(16.7)	(19.1)	(4.3)	(36.4)	(19.2)	(14.2)
6. 2,000万円~3,000万円未満(%)	6.4	7.6	0.8	12.5	10.3	2.1
	(5.2)	(6.2)	(0.4)	(0.0)	(8.3)	(1.9)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.4	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3
	(1.0)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(1.3)	(0.7)
合計人数(人)	1,429	1,165	256	8	750	679
	(1,388)	(1,137)	(235)	(11)	(715)	(671)

(無回答 156 社は除いて集計)

(社内非常勤)

(カッコ内は平成 19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1 - 2000 下四十进 (0()	28.9	25.1	33.9	75.0	18.3	45.5
1. ~200 万円未満(%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
2 200 下四 2.500 下四土港(0/)	37.7	39.0	37.5	16.7	42.8	29.5
2. 200 万円~500 万円未満(%)	(68.8)	(66.1)	(80.0)	(100.0)	(64.6)	(77.8)
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	24.2	25.4	23.2	8.3	30.9	13.6
	(22.6)	(23.9)	(20.0)	(0.0)	(26.6)	(14.3)
4. 1,000万円~1,500万円未満(%)	6.6	7.5	3.6	0.0	5.4	8.5
	(7.0)	(8.3)	(0.0)	(0.0)	(7.0)	(7.1)
E 1500 下田 - 0 000 下田 + 洪 (0/)	2.4	2.7	1.8	0.0	2.2	2.8
5. 1,500万円~2,000万円未満(%)	(8.0)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.7)	(0.8)
6. 2,000万円~3,000万円未満(%)	0.2	0.3	0.0	0.0	0.4	0.0
	(0.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.0)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(0.5)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.7)	(0.0)
合計人数(人)	454	374	56	24	278	176
	(398)	(339)	(45)	(11)	(271)	(126)

(無回答 156 社は除いて集計)

(社外非常勤)

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1 000 TEL + '# (0/)	39.6	37.1	56.7	93.8	24.6	66.2
1. ~200 万円未満(%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
2. 200 万円~500 万円未満(%)	39.0	39.7	35.3	6.3	48.2	22.8
2. 200 万円~500 万円未凋(%)	(79.5)	(77.8)	(95.3)	(80.6)	(73.3)	(90.2)
3. 500 万円~1,000 万円未満(%)	16.2	17.7	5.0	0.0	21.7	6.3
	(16.4)	(17.8)	(3.6)	(19.4)	(21.9)	(7.1)
4. 1,000万円~1,500万円未満(%)	4.0	4.3	2.3	0.0	4.4	3.3
	(3.3)	(3.5)	(0.9)	(0.0)	(4.0)	(2.0)
5. 1,500万円~2,000万円未満(%)	0.9	1.0	0.5	0.0	0.8	1.2
	(0.4)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.4)
6. 2,000万円~3,000万円未満(%)	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1
	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.3)	(0.2)
7. 3,000 万円以上 (%)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
	(0.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
合計人数(人)	5,467	4,835	600	32	3,495	1,972
	(5,775)	(5,165)	(557)	(31)	(3,655)	(2,111)

(無回答 156 社は除いて集計)

問 15-4 常勤監査役(社内常勤監査役または社外常勤監査役)の月額報酬レベル

(社内常勤)

(カッコ内は平成 19年7月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
1 Fin (本 4) + F (0/)	4.5	4.8	1.9	0.0	6.2	0.9
1. 取締役社長(%)	(1.3)	(0.7)	(5.4)	(0.0)	(0.7)	(2.1)
2. 取締役副社長	0.4	0.2	1.7	0.0	0.1	0.9
(執行役員副社長)(%)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.0)	(0.4)	(0.2)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	4.5	5.0	0.8	7.1	6.0	1.3
3. 寻伤以神仪(寻伤执门仪具//90/	(1.5)	(1.3)	(2.6)	(0.0)	(1.4)	(1.5)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	10.0	10.6	4.6	35.7	10.9	8.0
	(9.3)	(10.0)	(3.1)	(26.3)	(9.4)	(9.0)
5. 取締役 (%)	34.0	34.4	30.7	21.4	33.7	34.6
	(39.1)	(39.4)	(36.2)	(47.4)	(40.0)	(37.6)
6. 執行役員(%)	20.9	22.4	9.9	14.3	21.4	19.7
	(22.7)	(24.6)	(8.0)	(21.1)	(25.7)	(17.8)
7. 部長 (%)	16.0	14.1	30.7	7.1	14.0	20.4
	(15.9)	(15.0)	(23.4)	(0.0)	(13.8)	(19.3)
8. その他 (%)	9.8	8.5	19.6	14.3	7.8	14.3
	(10.0)	(8.6)	(21.1)	(5.3)	(8.5)	(12.5)
合計人数(人)	3,996	3,507	475	14	2,728	1,268
	(3,434)	(3,014)	(389)	(19)	(2,139)	(1,291)

(無回答 249 社は除いて集計)

[・]社内常勤監査役の合計 (3,996人) が問 1-3 の社内監査役の総会後の合計 (3,496人) より多いため、1人の社内 常勤監査役につき、複数の選択肢を選択した回答者がいると思われる。

(カッコ内は平成 19 年 7 月実施の調査結果)

	全体	大会社	大会社以外	その他	上場	非上場
4 用☆红小头 E (0/)	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2
1. 取締役社長(%)	(8.0)	(8.0)	(1.3)	(0.0)	(0.7)	(1.0)
2. 取締役副社長	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2
(執行役員副社長)(%)	(0.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.4)	(0.1)
3. 専務取締役(専務執行役員)(%)	0.3	0.2	0.9	0.0	0.3	0.4
3. 等伤以前仅(等伤执门仅具//%)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.0)	(0.7)	(1.2)
4. 常務取締役(常務執行役員)(%)	5.6	5.8	3.3	29.4	5.1	6.2
	(8.1)	(9.0)	(2.7)	(33.3)	(7.8)	(8.5)
5. 取締役 (%)	20.6	21.3	14.6	58.8	20.5	20.6
	(26.0)	(27.0)	(20.0)	(11.1)	(27.3)	(24.5)
o ++ <= <0, = (o,)	12.2	13.4	6.9	0.0	13.8	10.5
6. 執行役員(%)	(15.1)	(17.0)	(4.9)	(33.3)	(20.0)	(9.8)
7. 部長 (%)	14.1	13.5	17.9	0.0	13.5	14.7
	(16.1)	(15.6)	(20.0)	(0.0)	(15.5)	(16.8)
8. その他 (%)	47.0	45.6	55.8	11.8	46.8	47.2
	(32.7)	(29.4)	(50.2)	(22.2)	(27.6)	(38.0)
合計人数(人)	2,067	1,715	335	17	1,101	966
	(1,421)	(1,182)	(225)	(9)	(746)	(673)

(無回答 249 社は除いて集計)

以上